

令和7年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第3号）

令和7年3月14日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時48分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	6番	工藤 賢生	委員		7番	竹内 博之	委員
	8番	樋川 篤子	委員		9番	竹浪 敦	委員
	10番	成田 大介	委員		11番	坂本 崇	委員
	12番	齋藤 豪	委員		13番	蛭名 正樹	委員
	14番	畑山 聡	委員		15番	石山 敬	委員
	16番	木村 隆洋	委員		17番	千葉 浩規	委員
	18番	野村 太郎	委員		20番	尾崎 寿一	委員
	21番	蒔苗 博英	委員		22番	松橋 武史	委員
	23番	石岡 千鶴子	委員		24番	三上 秋雄	委員
	26番	工藤 光志	委員		27番	清野 一榮	委員
	28番	田中 元	委員				

○出席理事者

総務部長	堀川 慎一	財務部長	奈良 道明
市民生活部長	佐藤 真紀	健康子ども部長	佐伯 尚幸
健康子どもスポーツ局長	堀子 義人	商工部長	中村 工
観光部長	神 雅昭	建設部長	木村 和彦
都市整備部長	小山内 孝紀	上下水道部長	小野 敦弘
教育部長	成田 正彦	学校教育推進監	福田 真実
防災課長	一戸 拓利	防災課参事	西村 大樹
防災課長補佐	堤 健介	防災課主幹	長谷川 竜太
財政課長	種市 穂	市民協働課長	土岐 康之
スポーツ振興課長	若松 義人	スポーツ振興課長補佐	工藤 隆夫

スポーツ振興課 スポーツ振興係長	葛西弘典	国スポ・障スポ推進課長	古山潤
商工労政課長	福士智広	商工労政課主幹	今隆洋
産業育成課長	太田尚亨	観光課長	早坂謙丞
観光課主幹	千葉秀克	国際広域観光課長	山内恒
文化振興課長	菊地謙太郎	土木課長	工藤昭仁
土木課主幹	工藤貴義	道路維持課長	柴田義博
建築住宅課長	熊澤靖夫	建築住宅課長補佐	伊藤信明
建築指導課長	原子覚	建築指導課長補佐	福士寛志
建築指導課 空き家対策係長	工藤慎矢	都市計画課長	今井郁夫
都市計画課主幹	佐藤貴之	地域交通課長	羽賀克順
地域交通課主幹	成田孝行	公園緑地課長	鳴海淳
公園緑地課主幹	小山内涉	岩木総合支所長	野呂智子
上下水道部総務課長	中村洋幸	教育総務課長	高谷由美子
学校整備課長	高山知己	学校整備課長補佐	安田広記
学務健康課長	相馬隆範	学務健康課長補佐	古川五月
学務健康課 保険給食係長	境麻紀	学校指導課長	工藤利彦
教育センター所長	成田頼昭	生涯学習課長	原直美
中央公民館長	中川元伸	博物館長	熊谷義昭
高岡の森弘前藩歴史館参事	鎌田春香	文化財課長	石岡博之

○出席事務局職員

事務局長	西谷慎吾	次長	竹内孝行
主幹兼議事係長	蝦名良平	主査	附田準悦
主事	外崎容史	主事	田村宣樹
主事	飯田大空		

午前10時00分 開議

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第13号令和7年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

7款商工費に対する質疑を続行いたします。無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 116ページ、7款1項2目の花火の集いについてであります。先般、事故がありまして、それを反省し、事故のマニュアル等の改定がしっかりされているのかどう

か確認をさせていただきます。

◎商工労政課長（富士 智広） 古都ひろさき花火の集い開催事業費補助金に関する質疑でございます。

昨年の事故に係るマニュアルというお話でしたけれども、事故後に実行委員会のほうから報告を頂いており、その後、来年度に向けての対応等、実行委員会から報告を受けております。

それによりますと、現在、県の担当者と現場の確認や警察への状況説明をした際に、安全確保を徹底すること及び県への申請時期を早めることなどの対策を講じるよう、来年度に向けての指導を受けたということで伺っております。

本年に入ってから、県の指導を仰ぎながら対応を進めているということで伺っております。

◎22番（松橋 武史委員） 課長、マニュアルの改定がしっかりできているのかということの確認です。

あのマニュアルでは、どのような形でやればというマニュアルであって、事故が起きたことを想定してのマニュアルではなかったような気がします。

事故を複数回起こしている委員会でありますから、その辺はしっかりマニュアルを作成して、そしてまた、他の事故の例を見て、それを勘案して事業を進めることが安全管理の上で十分必要だと思います。

もう一度確認しますが、改定されているのかどうか、来年度するのかどうか、お答えください。

◎商工労政課長（富士 智広） マニュアルの改定ということですが、現在、実行委員会から聞いた状況によりますと、改定に向けて準備を進めているということで、そういった部分でも県の指導を仰ぎながら進めているということで伺っております。

◎22番（松橋 武史委員） 事故がなければ一

番いいのですが、事故があったときの対応がしっかりとしてできていることが求められます。

来年度、りんご150周年を記念するということが言われております。このお祝いに当たって、花火を利用してといった催しというのは考えているのかどうか、お伺いさせていただきます。

◎商工労政課長（富士 智広） 商工に係る事業としては、今のところ特に考えてはございません。

◎22番（松橋 武史委員） ぜひ、実行委員会の方々と話をさせていただいて、花火は多くの方々が訪れる場面でありまして、また、150周年に花を添える意味では、花火は絶好のチャンスかと思われまして、できれば、どんと打ち上がったときに、りんごに見えるような花火、無理だと思わすけれども、そういったことも想定されたいと思っております。

次に、120ページ、7款1項3目の弘前ねぶた保存会負担金についてであります。まず、保存会のメンバーの人数と会長を御紹介いただきたいと思います。

◎観光課主幹（千葉 秀克） 弘前ねぶた保存会のメンバーについてお答えいたします。

関係団体として、弘前市のほか、弘前商工会議所、弘前観光コンベンション協会、あとは民間団体と個人ということになっております。

会長につきましては、コンベンション協会の三上千春会長になります。

◎22番（松橋 武史委員） この保存会ですが、弘前ねぶた保存会の名称で県外に出るねぶた団体の方々に、出る際に遠征の届出をするよという御案内がありますが、これは権限ですか。

私自身は、ねぶた保存会の名前ではなく、ねぶたを運営する団体名で遠征の届出を受けるなり、また、出ていく方々に対して指導するなりをする

べきかと思われま

す。
ねぶた保存会が遠征に向けての届出を依頼するというのは、権限かどうかお答えください。

◎観光課主幹（千葉 秀克） 権限についてお答えします。

こちらについては、ねぶた保存会で会則にのっとして動いているかと思えますけれども、権限ではなくて、お願いベースかと思えます。

◎22番（松橋 武史委員） それでは、やはり整理する必要があると思います。

ねぶたを運営する4団体か3団体、運営する主催者団体から権限の移譲、また権限の付与もされずに、こういったことをするというのは少し行き過ぎたものなのかなと感じております。しっかり団体名で趣旨を説明して、届出のお願いをするべきだと思います。

そしてまた、口は出します、指導はします、そして運営をして、出て行って、そこでねぶたなり何なりをやって、帰ってきたらレポートを求めます。口は出す、レポートを求めます、しかし補助金も出しませんだと、それもどうなのかなということもあります。そこも少し考えていただいて、整理をしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

もう1点、114ページ、7款1項商工費と公園費にまたがりますので、併せて質疑させていただきます。

先般、一般質問において、来年度からネーミングライツについて取り組むという答弁がありました。答弁し、そしてまた実施するとのことでありましたが、何をどうするのか。具体的にあれば、お答えいただきたいと思えます。

◎財務部長（奈良 道明） ネーミングライツについて、一般質問で答弁させていただいておりますけれども、具体的には、まだ何をどうするというのは決まっております。そういう形になりま

す。

◎22番（松橋 武史委員） 財務部長のところには担当課から全く具体的なお話がないということなのか、ある中で財政当局でそれがよいのかということを検討されているのか。また、これから検討するのか。もう少し詳しくお話をいただきたいと思えます。

◎財務部長（奈良 道明） まだ具体的にどうこうという話も担当課から上がってきておりませんので、やる・やらないも含めて制度設計中ということで理解しております。

◎22番（松橋 武史委員） それでは、担当課に手を挙げていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

◎財務部長（奈良 道明） ネーミングライツは、実際、今動いているのは財務部管財課でございます。管財課のほうで検討中ということになっております。

◎22番（松橋 武史委員） 先ほどの部長の話では、担当課から話が上がってきていないので、具体的な話になっていないというお話でございましたが、そうすると、財務部が所管するという内容で、観光で所管する公園だとか公園のトイレだとか、また観光や商工でやっているイベント等についても財務部で所管するという理解でよろしいですか。

そうすると、財務部から担当部に水を向けなければ何もやりませんよ。いつ水を向けますか、やるように。また、何がやれるのかということをごた

だしますか。
◎財務部長（奈良 道明） 公共施設全般に関することということで、まず財務部で今検討という形にしております。具体的にいつというお話は、今のところできないものと考えております。

◎22番（松橋 武史委員） これまで検討したことをお話させていただきたいという話をして

も、恐らく何もやっていないでしょう。

そうすると、来年度に向けて担当部に対して、どのような呼びかけを考えているのか、お答えください。

◎財務部長（奈良 道明） 検討すると申し上げましたのは、ネーミングライツのうちのイベントでできないかというお話はさせていただいております。

具体的にどういうイベントであるとか、どういう形でというのは全く、検討中と言いますか、緒に就いたばかりという形になりますので、いつという話もできないということになりまして、それぞれどういう形でやるかというのは決まっておりますので、各イベントを所管する部であるとか、施設を所管する部に対してまだアプローチ等はしていないものです。

◎22番（松橋 武史委員） 財務部で何もやっていないということが確認できました。検討すると言って、今日まで検討できていないということが確認できました。

私が聞いているのは、財務部が他の部に向けてどのようなアプローチをするのか・しないのか、いつするのか、そこを明確にしていきたい。

◎財務部長（奈良 道明） 実施する・しないも含めて検討中ということですので、実施するというような方向になりましたら、具体的な制度設計をして、各部にアプローチしていきたいと考えております。

◎22番（松橋 武史委員） 部長、その前の答弁でネーミングライツについては、イベントでネーミングライツをするかどうか検討中という話をしましたよね。

いま一度聞きましたら、ネーミングライツを導入するか、検討するか・しないかも含めて検討すると。それこそ、マイナス答弁というか、少しボリュームが下がったなということで、すごく残念

な思いであります。

先般、半年以上前に私からの提言を受けて、イベントのネーミングライツは前向きに検討するという話でありました。しかし、今日まで何も検討ができていないことが確認できました。

それはそれでいいのです。来年度に向けてどのような検討をするか、そしてまた、各部にどのような指示をするか。所管が財務部でありますから、そこだけはお答えください。

もう一度、訂正までは求めませんが、やるか・やらないかまでを含めての検討となれば、完全なるマイナス答弁です。先ほどの答弁と一般質問の答弁とは食い違いが生じます。いま一度答弁を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 検討するか・しないかということではなく、検討するということが答弁はさせていただいております。

やれるかどうかというところからの検討になるかと思っておりますので、やるとしたらどのような形ができるかを考えているところでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎11番（坂本 崇委員） 私から、2点質疑させていただきます。

予算書119ページ、概要88ページ、7款1項3目観光費の「あの頃ひろさき記念事業～昭和改元100年～」について、事業の概要についてお聞かせください。

◎観光課主幹（千葉 秀克） 事業の概要についてお答えいたします。

ここ数年、昭和や昭和レトロという言葉がトレンドとして広がりを見せており、昭和時代に生まれた文化やデザインが再評価されている状況にあ

ります。

このような全国的な傾向を踏まえ、当市におきましても、昭和改元から100年を迎える令和7年を契機として捉え、観光視点でのコンテンツテーマとしての昭和時代の風情など、長年培ってきた祭り・文化などについてメディアを通して全国へ発信することになり、弘前の認知度向上、さらには誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、今年のさくらまつりにおいて、さくらまつりが観桜会と呼ばれていた頃の雰囲気醸し出すため、観桜会歓迎装飾や着物など、昭和を呼び起こすファッションで祭りにお越しになった方に対して、有料区域無料券やポストカードなどのプレゼントの進呈を昭和ファッションで観桜会として、あとは、弘前ゆかりの著名人が着物など昭和ファッションで宴会しているグループに参加し、昭和時代のさくらまつりや商店街の様子や思い出を語り合う、弘前ゆかりの著名人の観桜会の実施を計画しております。

また、ねふたまつりにおきましては、昭和時代の大列を彷彿させる前燈籠コンテストの実施を計画しております。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

昭和といえば、弘前には昭和時代を彩ったすごいコンテンツがあります。先日の一般質問で竹内議員が、菊池俊輔をはじめとする弘前市出身の音楽家等の検証、また次世代へ継承するための活用ということについて質問されていましたが、まさに質問されたときに話題になった音楽家たちが、いわゆる昭和時代、特に1970年代、80年代の歌謡界あるいは映画、テレビドラマといったものの主題歌とかで活躍された方たちがたくさんいる。まさに弘前は昭和のヒットメーカーの宝庫であります。

先日もお話に出ておりましたが、菊池俊輔さんは、いわゆる映画からアニメから、特にヒーローものは、昔は今よりもかなりの番組があったわけですが、どの番組もみんな菊池さんが作曲していたというぐらいです。

ただ、残念ながら、私たちはふだんテレビを通して聴いているのですが、市民の中には、それが弘前出身の方だということを知らないで聴いている方もいます。そういうのもありますし、また歌謡曲としては、鈴木キサブローさんは中森明菜の「DESIRE」とか、かなりのヒット曲を出しています。また、三浦徳子さん、亜蘭知子さんは共に弘前中央高校出身でございまして、三浦徳子さんにつきましては、一番分かりやすいのは、郷ひろみさんが歌った「お嫁サンバ」、あるいは松田聖子のデビュー曲から初期の曲「青い珊瑚礁」であるとか「チェリーブラッサム」、また、亜蘭知子さんは、今、大臣をやっています三原じゅん子さんのデビュー曲「セクシー・ナイト」を作詞していますし、TUBEの「シーズン・イン・ザ・サン」とか、かなり皆さんが聴いたことのある曲の作詞作曲者が弘前出身ということでもあります。

それこそ、こういうすごい方たちがいるのですが、先ほども言いましたが、なかなか市民の方は分からなかったという方が多いと思いますので、観光客向けのイベントという感じのウエートがあるかと思うのですが、せっかくの機会でございます。ぜひ、こういう機会に、検証あるいは紹介を市民も含めて、このイベントの中で何らかの形で広く展開いただければという要望で終わります。

続きまして、もう1点、7款2項3目公園費、127ページです。都市公園等指定管理料について質疑いたします。

昨日も、4款のところ質疑させていただいたのですが、多分、昨年はアメリカシロヒトリの被

害が都市公園のほうも多かったと感じております。

昨日の4款の答弁では、早期発見、そして防除というのが大切なのかなと認識したところではありますが、市内のいろいろな公園の樹木にも昨年はたくさんついたとお聞きしております。その備えについて、どのようにお考えになっているのか。

ちなみに、昨年被害のあった公園の件数が分かれば、お聞かせいただければと思います。

◎公園緑地課主幹（小山内 渉） 指定管理における公園管理として、アメリカシロヒトリの防除もやっております。

公園の備えですが、大体6月から9月を中心にアメリカシロヒトリが発生しますので、その頃から指定管理者は、いつもよくつく木のある公園をパトロールするようになります。その発見と、町会に管理協力していただいていますので、そちらからの電話連絡とか、あと、周辺の方からついているということの連絡があればそちらを確認して、できるだけ迅速に対応するようにしております。

件数ですが、公園緑地課で管理している住宅地周辺の都市公園等350公園のうち、160公園で発生を確認して、延べ221回の薬剤散布をしております。

◎11番（坂本 崇委員） 昨年は多かったということで、近所の公園で3回薬剤散布していただいたということで私は伺っております。

民家での発生もあるのですが、公園で発生すると、特にかなり大量発生したので、近所の民家に公園から歩いて行って、それによる被害で悩まれた公園周辺のお宅もあったと伺っております。

その中には、昨年あまりにも大量発生したので、ちょっとトラウマになっている方たちもいらっしゃるしまして、そういった方たちに防除・予

防が大切ですよという話をしていたのですが、予防というよりは、都市公園の場合は出てしまっからの早期発見というのが肝になるのかなと、今のお話を聞いて認識いたしました。

ぜひ、今年どういう発生状況になるか分かりませんが、去年の大量発生で困っている方がいらっしやいましたので、安心させる意味でも、早めに発見できるよう、公園緑地課のほうも注視していただきたいなど。

もちろん、周辺の町会の町民もなるべく早く発見して、大量発生する前に抑えたいと思いますので、その辺をお願いして終わります。

◎12番（齋藤 豪委員） 118ページ、7款1項2目商工振興費20節貸付金です。

小口資金特別保証融資制度貸付金、さらにその下、小口零細企業特別保証融資制度貸付金、もう1個下で事業活性化資金特別保証融資制度貸付金、もう一つ、商業近代化資金融資制度貸付金、似通った制度なので、まとめてお聞きしたいと思います。

貸付金の概要と実績は、どういう企業体がこの融資制度を活用されておられるのか。何件ぐらいの件数があるのか。

さらに、過去の実績も持ち合わせておりましたら、お聞かせください。

◎商工労政課主幹（今 隆洋） 融資の貸付金についてお答えいたします。

まず、融資制度における貸付金ですけれども、各金融機関に市の融資制度を実施していただくに当たり、預託金を預け入れしているものになりまして、こちらにつきましては一般的な市中金利よりも安く借入れできるようにするために預託を行っているものになります。

各融資制度の実績でありますけれども、各制度ごとに申し上げます。

まず、小口資金につきましては、令和6年度12

月末現在の数字になりますけれども195件。事業活性化資金につきましては116件。小口零細企業につきましては58件。協同組合・地場産業等振興資金融資につきましては151件。商業近代化資金につきましては実績がございません。また、工場・IT整備資金につきましても実績がございません。全融資制度の合計件数につきましては520件となっております。

過去の数字でございますけれども、コロナ禍の令和2年、令和3年、令和4年におきましては、経済状況が非常に厳しいというところでは、件数がかかなり多くなってございますけれども、令和5年度以降は本年度とほぼ同水準の実績となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） それぞれ制度が分かれていますけれども、この制度を重複して活用したりということはあるのか、そういう事例があるのか教えてください。

◎商工労政課主幹（今 隆洋） 各融資制度におきまして、融資対象、目的がございますので、そちらの対象に沿った事業を行っていただく場合には、それぞれの融資制度に沿って重複して使っている事業者もいるという状況となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） ページが変わりますが、116ページ、7款1項2目商工振興費18節補助金、負担金が出てきます。ここにも小口資金特別保証融資制度保証料補助金、小口零細企業、事業活性化、商業近代化と出てくるのですが、こちらは、読んで字のごとく、保証料金を補っている形なのだろうと思われるのですが、一応概要を教えてください。

◎商工労政課主幹（今 隆洋） 今、委員おっしゃられましたとおり、各借主が金融機関から融資を受ける際に、公的機関から、青森県で言いますと青森県信用保証協会になりますけれども、保証人になってもらうための費用でございまして、

その保証料を補助しているもので、通常であれば融資を受ける際に連帯保証人や担保が必要になる場合もございますけれども、信用保証協会に保証人になってもらうことで、保証人、担保なしで借入れできるもので、なおかつ保証協会に支払う保証料金につきましては、市が借主に代わって保証しているというものになります。

◎12番（齋藤 豪委員） 保証ということでみれば、これらの資金を借りて返済不能に陥ったケースというのがありますでしょうか。

◎商工労政課主幹（今 隆洋） 今申し上げました青森県保証協会に保証人となつていただいている場合につきましては、返済が不能になった場合には青森県保証協会において返済に当たっての手続をしていただくということになりますので、市において個別の事案は把握しておりませんが、そういった事案はあるかと思えます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

貸付金制度も、市のほうで下支えして、こういう制度をつくっていると。さらには、貸付けに当たっての保証制度まで、商工部でそういう制度をつくっていると。非常に弘前市の商工界において、弘前市は随分頑張っているのだなという印象を持ちました。

とかく、我々りんごを作っている者にすれば、農業をやっている人たちだけ補助金をもらっていると。農業をやっている人たちだけ、3分の1補助とか、様々な制度があるのではないと言われるのですが、こういう制度までしっかりと市のほうでケアしていただいている。

歳出の予算の中で、農林の構成費が、先日もありましたけれども2%です。商工に至っては4.7%です。農業よりもしっかり商業は手当てしているのではないですかというのを一つ述べて、農業だけもらい過ぎているわけではないということも

述べて終わりたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、奏望会の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎16番（木村 隆洋委員） 7款1項2目、予算書115ページから118ページにかけて、中心市街地活性化に関する事業全般についてお伺いしたいと思います。概要でいけば、78ページに中心市街地活性化推進事業として、様々な事業を取りまとめた形で掲載されております。

取りまとめた中心市街地活性化推進事業、令和6年度に比べて来年度予算は110万円余り減額となっておりますが、その理由についてお伺いたします。

◎商工労政課長（福士 智広） 中心市街地活性化推進事業の減額の理由ということでございます。

中心市街地活性化推進事業は、令和6年度と比べて113万6000円の減額となっておりますが、主な減額の理由といたしましては、中心市街地賑わい創出事業費補助金の令和7年度予算が実績ベースでの予算計上となりまして、令和6年度の予算400万円と比較して140万円減額の260万円となったためでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 概要の78ページを拝見すると、様々な事業が掲げられております。予算編成するに当たって、前年度を踏襲して予算編成するということは基本的なことだと認識しております。

ただ、中心市街地の活性化に関しては、昨年、中三の閉店という、今までたくさんの方がございましたが、これまでにないような事象が起きている現状があります。

概要を拝見すれば、あまりにも前年度踏襲で、

今年度を踏襲して来年度の予算を組んでいるようにしか見えない状況であります。

これほど中心市街地が大変な問題で、今議会の一般質問においても複数の議員が中心市街地の活性化をどうしていくのだと市の考えをかなり聞いております。

ただし、来年度の予算ベースを見る限り、予算ベースの中では、新しいものをどうにかしていくという新規的な検討は一切されていないと、私個人は思います。

来年度予算の中心市街地の活性化に向けて、新規の検討は何か少しでも行ったのかお伺いたします。

◎商工労政課長（福士 智広） 令和7年度の予算の検討ということでございますが、まず令和7年度の当初予算での新規の事業ですけれども、こちらに関しては、まちなか貸しスペース利用料支援事業以外、主な新たな事業は計上していませんけれども、先ほどの中心市街地活性化推進事業のくくりでは減額という形にはなっていますが、中心市街地活性化に資する事業費全体といたしましては増額となっております。

まず、中心市街地に出店を検討している方たちから、「既存の給排水の設備が整備されていない空き店舗だと、改装費もかさむことから、出店しにくい」という声も多かったことから、令和7年度の空き店舗対策事業費補助金に新たに給排水に関する項目を設けまして、補助金を増額することで、これまで以上に中心市街地への出店を促し、様々な魅力ある店舗が増えるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、商店街振興対策事業でございます商店街魅力アップ事業費補助金につきましても、令和7年度は連携枠として予算額100万円を増額し、これまで以上に商店街と連携しながら、まちの活性化を促したいと考えているものでございます。

また、現在、第3期中心市街地活性化基本計画の策定に向けまして、市民や様々な団体から声を拾い上げている状況でございますけれども、そういった声を検証しながら、必要であれば予算の補正なども含めまして、できることから実施してまいりたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長から第3期中心市街地活性化基本計画の策定に、令和8年度に向けて動いているというお話もありました。

当然、人口減の中で活性化に関してはなかなか難しい。それは、多分行政も民間もみんな同じ思っていると思います。

そういった中でも、どうしても議論の中がソフト面ばかりになり過ぎているのかなという個人的な感想を持っています。やはり、まちづくりはソフトも非常に大事です。しかし、当然ながらハードもある程度ないと、まちづくりは成立しないとも思っております。

ぜひ、第3期中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、その辺もきちんと検討していただいて、策定に向けて努力していただくようお願いして質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、7款1項3目、119ページの神戸プロモーション事業について質疑させていただきます。

昨日、工藤委員からも質疑があつて、かなり概要について詳しく答弁いただいているところなのですけれども、そのときの質疑の中でも工藤委員

も発言していたとおり、なぜ神戸なのか。関西圏からの誘客を促進するのであれば、神戸である必要はない。伊丹空港を使ってもらうために、都市圏としてはもっと大きい大阪、あるいは京都であつてもいいのではないかという形の問題意識を提示されました。

私個人としては、何回か議場でも言ったように、うちの父親は神戸出身なので、半分地元のようなものなので、神戸との御縁ができるというのは大変うれしいことなのですけれども、ただし関西圏からの誘客を図る上で考えると、何で大阪でないのか、京都でないのかという疑問が出てくる。

これは、フジドリームエアラインズの神戸空港を使うことがありきだとは思うのですけれども、やはりそこはちょっと詰めていかなければ駄目かなと思っております。今、観光の皆さんとしては神戸でプロモーションをやるということの目的は分かりますけれども、意義というのは何なのだろうかという点をどのように考えていらっしゃるかお願いいたします。

◎国際広域観光課長（山内 恒） まず、なぜ神戸でのプロモーションかということですがすけれども、昨日の委員会の中でも申し上げましたとおり、本事業につきましては、令和2年3月のフジドリームエアラインズの神戸ー青森線の新規就航に伴いまして、また新たな関西圏と青森とのアクセス数が増えたということで、航空便の増設に伴って新たな顧客といいますか誘客の促進を図ろうということで、神戸空港が所在する神戸市を起点としたプロモーションを実施しているところであります。

もちろん関西圏ということになりますと、神戸市のみならず、大阪であつたり、京都市であつたり、より大都市圏域というものがございまして、これらにつきましては、今の神戸でのプロモ-

ションにおきましても、そういった圏域からの流入・流出というところも一応想定しながらプロモーションをしているところであります。

あくまでも神戸市のみならず、大阪もしくは京都にも波及効果が及ぶことを期待するところではありますが、神戸市でのプロモーションを契機としまして、いろいろ御縁があって、大阪の伊丹空港でもプロモーションするという動きも出てきておりますので、今後、神戸市を起点としつつも、大阪、京都などでも機会を捉えながらプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

もう一つが、神戸でプロモーションをする意義ということでもありますけれども、実際、神戸空港にアクセスする際、どうしても伊丹とか羽田といった大都市圏におきましては、空港から主要の都市までのアクセスというところでいろいろ二次交通といったものを利用する必要があるわけですが、神戸空港というところは、主要な三宮までポートライナーで20分程度で、1本でアクセスできるという、かなり生活圈域と空港アクセスが非常に密接に関わっているということでは、利便性というものも高いということがありますので、今後、神戸空港は今年4月から国際線のチャーター便が就航し、2030年前後には国際線の定期便の就航が予定されております。

こういった今後の予定も見据えながら、インバウンドの流入なども視野に入れながら、今後プロモーションする意義は高いものというふうに、市としては考えているところでございます。

◎18番（野村 太郎委員） たくさん答弁していただいてありがとうございます。

神戸空港の利便性に関しては、再質疑で言おうと思っていたのですが、答えていただいてありがとうございます。

神戸空港と伊丹空港の違いは何なのだろうというふうに考えたときに、神戸空港というのは、課

長から答弁していただきました、三宮から無人電車のポートライナーを使うと20分もかからない、十何分で多分着くと思います。三宮に関しましては、阪急、阪神、JRと主要の電車路線が集中している中心市街地でありますので、神戸空港の利便性というのは高いのだろうと思うのですが、一方で、伊丹空港も何やかんや言って本当に関西圏はシャトルバスが大変発達しているので、時間帯とか利便性を考えれば伊丹のほうが使いやすいのではということが多々あるのです。

という点で、ここで、あえて、また神戸空港を使ってもらうことの意義という、4月から台湾、中国南京、仁川、それこそ桃園にしても仁川にしても国際ハブ空港でありますので、今回はまだチャーター便ですが、週に60往復とか、ほぼ青森からすれば定期便と同じような感じなので、そういう点で強みではあるけれども、関西圏からの誘客に関しては弱いかなと思っています。

ということで、ここでまずちょっと視点を変えて、神戸空港の強みというのは、三宮から十何分で行けるという速さというのは先ほど答弁いただきましたけれども、一方で、三宮というのはJRの新幹線の新神戸駅からも大体5分かからないで地下鉄に乗れば着くわけです。新幹線と空港のアクセスというのがむちゃくちゃいいというのが神戸空港の強みであると私は思っているのですけれども。

その点で、ちょっとお聞きしますが、インバウンド観光のゴールデンルートというと、東京—羽田・成田インバウンドで、東京で遊んで、大阪、京都で観光して、また羽田・成田アウトバウンドになるというのが日本のインバウンド観光のゴールデンルートと言われているのですけれども、一昨年くらいから、今年の大阪・関西万博を一つの起点という形にして、西日本全体のイ

ンバウンド観光を活性化させようということで、それこそ福岡の高島市長が会長になって、神戸の久元市長が副会長になって、西のゴールデンルートアライアンス、同盟・連合がつくられたのですが、その存在とか機能についての認識というのは、市の観光としてはお持ちでしょうか。

◎国際広域観光課長（山内 恒） 今おっしゃられた西日本のアライアンスの動向に関しては、私どもとしては詳しく存じ上げてはいないところではありますけれども、一方で、インバウンドということに関しますと、どうしてもゴールデンルートにおけますオーバーツーリズムの問題というのが顕在化していると。これは、国内の我々日本側のみならず、やはりいらっしゃる外国の方もオーバーツーリズムというものに対し、混雑をあえて避けるという新たな価値を求める傾向と言いますかニーズというものも一定程度あるのかと思っております。

そういった中で、これまで羽田からインして、例えば仙台とか大阪等でアウトしていくというようなゴールデンルートから少し外れた、福岡からインして大阪、名古屋、羽田でアウトしていくという西日本を起点とした動きというものもこれから伸びてくるのかと思っております。

今、委員がおっしゃられた新幹線というものを一つの脈としたルートでのインバウンドの動向というものも視野に入れながら、今後、神戸空港を起点として神戸市のほうでも少しゴールデンルートから外れているということで、さらなるインバウンドの誘客に取り組んでいると、その力を上げていきたいとこともおっしゃっておりますので、その辺は神戸市と弘前市の利害関係と言いますか、思いは一致しているところだと思いますので、連携しながらインバウンドの誘客等にも努めていきたいと考えているところでございます。

◎18番（野村 太郎委員） ありがとうございます

ます。そういった形に進めていただきたい。

というのは、関西圏という形で限定するのではなくて、西日本全体という形で考えるならば、かつて青森空港は、広島―青森線、福岡―青森線というものもありました。そういうものが残っているならば、九州あるいは中国地方にもアクセスしやすいので、そういったところもあったのですが、先ほど言いました、今はそういった路線がないという点で考えると、先ほど私が言った、神戸空港というのは新幹線とのアクセスがむちゃくちゃよろしいので、九州はちょっとあれかもしれないけれども、中国地方とかで考えると、神戸空港を使った誘客のポテンシャルというのは関西圏だけでなく中国地方にもかなりあるのではないかと、あるいは四国でもそうです。

そういった点を大きい目線で考えて、神戸でのプロモーションという今後の展開の仕方、あと、どこに力を入れるかというところをしっかりと見据えて事業を進めていただきたいと思っております。

◎26番（工藤 光志委員） 114ページ、7款商工費、商工振興費であります。

その中で、特に旅費、委託料ということで、やっとな調査費が盛られました。まんざら待ったな。ずっと議員活動をやってきて、任期の約半分ほど誘致企業と産業団地のことで、この場所で随分議論してきました。今、議会事務局にいる西谷部長とか秋元福祉部長、いろいろな方とこれを議論してきましたけれども、中村部長になってやっとな調査費がついて安心しております。

ただ、この前の畑山委員の質疑の中で、弘前に行きたいという複数の企業が出てきていると。まず安心しました。まずは安心、でもまだ安心できない。この旅費を有効に使って、確実に弘前に来てもらう方策を考えなければいけないと思っております。

この調査費の中で、これから、まず候補地を選

定して、それから来てくれる企業のために計画書を作成しなければならない。計画書を作成してから、いろいろな地区計画、県に申請をして、県の許可をもらわなければならない。

この前の答弁では、5年ほどかかると。私の感覚で思っているのは5年以上かかるのではないかと。やっとな調査費ですから。

この中で、どこに調査をして依頼するのか、まだ決まっていないのか。決まっているとすれば、企業名を教えてください。

それからもう一つは、誘致対象企業新規開拓支援システム運用支援業務委託料とありますけれども、これはどういうものなのか、詳しく御説明願いたいと思います。

◎産業育成課長（太田 尚亨） 委託先でございます。

産業用地適地選定調査業務につきましては、国の財政支援を受けることができる産業用地整備促進伴走支援事業という国の支援があるのでありますけれども、こちらの活用を視野に入れてございます。

こちらに応募をしまして採択された場合には、その事業においては国が指定した事業者となりまず一般財団法人日本立地センターを委託先として考えております。

誘致対象企業新規開拓支援システム管理業務の内容は、業種や企業規模などの一般的な企業属性だけではなくて、具体的な事業内容によりまして企業検索ができることになってございます。利用者自身が対象企業をリスト化して行うことができ、そのリストを使って誘致活動、メールといったものを一斉送信して、例えば、弘前市でこういう誘致活動をやっていますというものをお知らせするツールとなっております。

◎26番（工藤 光志委員） 先ほどもちょっと聞きましたけれども、複数の企業が弘前に来たいということでもあります。

それぞれの業種がいっぱいあったようですが、核になる企業というのは何なのか。核になる企業がなければ、それぞれの企業の判断で撤退とかいろいろなことがあります。ですから、核になる企業というのはどういうものがあるのか。

それから、市として産業団地の規模はどのくらいと考えているのかをお知らせください。

◎産業育成課長（太田 尚亨） まず、想定されると言いますか、こちらで声がけしていて感触のいい企業ですけれども、一つとしては、今団地がない状況なので、情報システムといった企業、それから新たに適地調査をしていくに当たって事前に我々のほうで立地プランというものを今検討しています。その中で、それを調査した中では、どこということとは申し上げないのですけれども、製造業といったところも、今すぐということではなくて、長い期間での計画があったり、興味を持っていただいているという企業がございます。

戦略プランの調査もございまして、来年度実施します適地選定調査でも、立地ニーズの調査をいたします。そういった調査を踏まえまして、どういう規模が望ましいかということを考えていきたいと思っておりますので、今のところどの程度というのはないのですけれども、ただ、他の事例として調査していると、やはり20ヘクタールくらいの規模感が多いので、今のところはその辺を想定してございます。

◎26番（工藤 光志委員） まだそこまでしか行っていないということなのですか。

となれば、さきの一般質問で、団地ができるまで5年くらいかかるのだということですが、これではもっとかかるではないですか。

今、弘前に行ってもいいという企業が、5年以上たって、そんき待っていられるのかという話ができるのですか。そこが問題なのですよ。

だから、企業が来る前に団地を先に造っておか

なければ、企業は来ないよということをここで何回も議論しているのですよ。団地があって、企業が来るのです。

建物を建てる場所がないのに、そういう話で、弘前に行きたいのだと。これから団地を造るのですと、それはいつできるのか、5年以上かかりますというのでは、来ますか。世の中が変わるのですよ。

また、ぬか喜びでした。残念。もっと頑張ってください。終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって7款商工費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、8款土木費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎建設部長（木村 和彦） 8款土木費について御説明申し上げます。

まず、建設部の所管事務に係る1項から3項までについて御説明申し上げます。

129ページから130ページにかけましての1項土木管理費1目土木総務費は3986万6000円となっております。人件費や各種同盟会の負担金などを計上したものであります。

130ページから131ページにかけましての2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費は2億546万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

130ページを御覧ください。

10節需用費の1944万4000円は、弘前駅自由通路に係る光熱水費などを計上したものであります。12節委託料の4215万円は、弘前駅自由通路をはじめとする施設管理等業務や道路台帳整備業務など

を計上したものであります。

131ページから133ページにかけましての2目道路維持費は22億9399万8000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

131ページを御覧ください。

12節委託料の9億4374万9000円は、除排雪等業務や道路維持等業務などを計上したものであります。132ページを御覧ください。14節工事請負費の5億3948万9000円は、道路維持補修などを計上したものであります。

133ページを御覧ください。

3目道路新設改良費は2億6350万円となっております。道路新設改良や法面等整備に伴う工事費などを計上したものであります。

133ページから134ページにかけましての4目橋りょう維持費は4億930万円となっております。橋梁の維持補修に伴う工事費などを計上したものであります。

134ページを御覧ください。

5目排水路費は2500万円となっております。排水路改良に伴う工事費などを計上したものであります。

134ページから135ページにかけましての6目地方道改修事業費は2億2820万6000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

134ページを御覧ください。

12節委託料の1951万8000円は、広域環状道路整備に伴う設計等業務などを計上したものであります。14節工事請負費の1億7220万円は、広域環状道路整備や堰根下線道路改築などを計上したものであります。

135ページを御覧ください。

7目交通安全施設整備事業費は1億5155万7000円となっております。通学路などの交通安全施設整備に伴う工事費などを計上したものであります。

135ページから136ページにかけましての3項河川費1目河川総務費は2783万4000円となっており、人件費や各種同盟会の負担金などを計上したものであります。

136ページを御覧ください。

2目河川維持費は6285万2000円となっており、河川施設の維持・更新に伴う工事費などを計上したものであります。

続きまして、都市整備部と上下水道部の所管事務に係る経費の4項都市計画費について御説明申し上げます。

137ページから138ページにかけましての1目都市計画総務費は2億6783万2000円となっており、人件費や都市再生住宅借上料などを計上したものであります。

138ページを御覧ください。

2目都市計画調査費は1875万3000円となっており、立地適正化計画見直し調査等業務に伴う委託料などを計上したものであります。

139ページを御覧ください。

3目街路改良事業費は1億2745万3000円となっており、県営街路事業に伴う負担金などを計上したものであります。

139ページから140ページにかけましての4目交通政策費は4億2486万円となっており、路線バス運行費補助金などを計上したものであります。

140ページから141ページにかけましての5目下水道費は17億5515万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

140ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の12億7727万4000円は、下水道事業の雨水処理に伴う負担金などを計上したものであります。141ページを御覧ください。23節投資及び出資金の4億7787万7000円は、下水道事業会計への出資金を計上したものであります。

続きまして、建設部の所管事務に係る経費の5項住宅費について御説明申し上げます。

141ページから142ページにかけましての1目住宅管理費は8億7239万8000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

141ページを御覧ください。

12節委託料の1億1423万1000円は、市営住宅等指定管理料などを計上したものであります。14節工事請負費の5億6806万2000円は、市営住宅等長寿命化などに伴う工事費を計上したものであります。

142ページから143ページにかけましての2目建築指導費は1億4107万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

142ページを御覧ください。

12節委託料の414万3000円は、空き家等安全措置業務などを計上したものであります。143ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金の1715万3000円は、空き家・空き地利活用事業費補助金などを計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、132ページ、8款2項2目、概要でいくと95ページ、道路照明施設管理事業について質疑いたします。

これは、今年度8400万円余り、来年度が2900万円ということで、5500万円ほどの減額になっておりますが、具体的な事業内容の変更等をお聞かせください。

◎道路維持課長（柴田 義博） 令和6年度と令和7年度の前算額の違いについて御説明いたします。

令和2年度から令和6年度までの5年間で、道

路照明施設の改修計画に基づきまして、老朽化している施設の更新及びLED化を図ってまいりました。5年間で計1,479件のランプ交換、442件の灯具交換、灯具及び支柱並びに分電盤の修繕を61件実施し、今年度で事業が完了するため、令和7年度からは道路照明施設の維持管理のみとなり、改修に係る経費の計上がないことから、予算額が下がっているものでございます。

◎10番（成田 大介委員）そして、これは需用費、道路照明施設管理業務委託料ということで、それぞれどのような項目が含まれているのか。また、この費用というのは、どのように算出されているのか、最後にお聞かせください。

◎道路維持課長（柴田 義博） 需用費及び委託料の内訳についてですが、需用費につきましては、道路照明に係る電気料となっております。令和5年度下半期と令和6年度上半期の実績をベースに試算し、計上しているものでございます。

委託料につきましては、道路照明の維持管理に係る点検費用などで見積り及び実績をベースにしまして試算し、計上しているものでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員）次に、創和・公明。

◎15番（石山 敬委員）私からは、8款5項2目、143ページ、空き家・空き地対策推進事業についてお伺いします。

まず、事業の概要と、今回、拡充と記載されておりますが、拡充の内容について御答弁をお願いします。

◎建築指導課長補佐（福士 寛志） 空き家・空き地対策推進事業は、市民の良好な生活環境の確保を目指すため、空き家の予防から利活用、適正管理、除却まで総合的な取組を実施するものであり、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会の負担金や空き家の利活用及び除却費用の補助金などを計上したものであります。

令和7年度予算において拡充した内容につきま

しては、省エネ化を必須とする空き家のリフォームを行い、移住して10年以上居住する者、または地域コミュニティの維持・活性化に寄与する用途で10年以上活用する者に対して、リフォーム費用の一部を補助する空き家活用リフォーム事業費補助金と、空家対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等または管理不全空家等の改善措置の指導などに当たり、その所有者等を特定する業務を委託する特定空家等所有者等特定業務委託となっております。

◎15番（石山 敬委員）今、拡充した事業が二つあったのですが、この事業の効果についてお伺いします。

◎建築指導課長補佐（福士 寛志） まず、空き家活用リフォーム事業費補助金につきましては、空き家の活用により、空き家の解消が図られるだけでなく、移住や地域コミュニティの維持・活性化が図られ、人口増加や住民主体のまちづくりが推進されることが期待されます。また、省エネ化を必須とするリフォームが行われることで、脱炭素社会への貢献や、市が目指しているまちの健康が図られるものと考えております。

次に、特定空家等所有者等特定業務委託につきましては、権利関係が複雑な所有関係の場合に、その特定業務を委託することを想定しており、所有者等の特定が円滑に行われることで、改善措置の指導が速やかに行われることができるものと考えております。

◎15番（石山 敬委員） 空き家のリフォーム事業については、他自治体では結構今までもやってきていて、ようやく弘前でも空き家のリフォーム、空き家の活用についての事業が誕生したということで、非常に私としてはうれしく思っております。

私は、小沢の山奥ということで、空き家が、標高の高いところにあるので山奥なのですけれど

も、本当に空き家が多々ありまして、私も地域の担い手として考えているのは、やはり町会なり、農村部であれば集落営農組織、あとは総務省で推進するRMO——地域運営組織が生きた空き家を購入して、地元ですので多分安く買えると思います。一旦そこで所有して、小さな地域の中の空き家バンクといった取組が必要だと思っておりません。

ここの空き家に新たに住んでもらうというのは、弘前の人口減少の中では、市内の人たちが住むというのはなかなか難しいので、やはりそういった空き家をお母さん方の、高齢者の居場所づくりとか、あとは、農村地域であれば、そこに新規就労者を招いて、その空き家に住んでもらうといったことをしていかなないと、なかなか空き家の活用というのは難しいのかなと個人的には思っているところであります。

そこで、今回、空き家活用リフォーム事業費補助金の補助率、補助額、補助予定件数をお知らせください。

◎**建築指導課長補佐（福士 寛志）** 空き家活用リフォーム事業費補助金につきましては、リフォームに要する費用の2分の1を補助率としまして、補助額の上限は100万円、補助予定件数は1件としております。

◎**15番（石山 敬委員）** めちゃめちゃ金額的には少ないのかなと。しかも1件ですし、もうちょっと数百万円ぐらいの規模とっていたのですが、これは新規なので、まずはモデルケースを見つけて、次年度以降もうちょっと額と件数を広げていただきたいと要望します。

あと、国でも空き家の活用ということで、国土交通省の空き家再生等推進事業も結構ハードルが高い事業ですけれども、ぜひ、そこからもうちょっと事業を拡充して行って、国の事業を活用しながら空き家の活用、移住者、コミュニティー

といったところの活用の拠点として、ぜひリフォームの事業をもうちょっと年々拡充・拡大していくよう要望をして、この質疑を終わります。

◎**13番（蛭名 正樹委員）** 私からは、2点お伺いいたします。

最初に、8款2項2目、予算書132ページ、概要の94ページですが、除排雪事業についてお伺いいたします。

新年度の除排雪事業予算を見ましたら、例年どおり10億円ということであります。今冬の除排雪の状況を考えると、来年度もまた今冬のような、ばたばたしたような状況が続くのではないかと危惧するわけです。市民は、今冬を考えると、相当この予算規模で大丈夫かと思っているかもしれません。

市は力点を除排雪に置いていないのではないかとやむを得ないと思うのですが、そこで、今冬の除排雪を踏まえて、担当課の道路維持課のほうに、過去5年間の除排雪事業費の決算額の平均金額は幾らなのか。

それと、今冬の要望・苦情件数を集計していると思うのですが、直近で何件になっているのか。そして、苦情の主な内容をお知らせください。

◎**道路維持課長（柴田 義博）** まず、過去5年間の決算の金額になります。令和元年度から令和5年度までの平均の決算額につきましては、13億3606万円となっております。

続きまして、市民からの今年度の要望・苦情件数でございます。3月10日時点で6,481件となっております。

主な内容で多い順番として、排雪・拡幅要望が2,153件で33.2%、除雪が粗末・片寄りがある及び雪の塊を置いていったということの要望が1,792件で27.7%となっております。

◎**13番（蛭名 正樹委員）** 平均決算額が13億3000万円ぐらいですか。今冬の25億円というペー

スでいくと、今年を含めれば、大体14億円は行くのかなということでございます。

それと、苦情・要望件数も6,400件、3月10日時点ですが、これは過去最高だと思います。令和3年にそういう大雪のときがありまして、そのときが4,430件ですので、それよりも相当数多いということで、そしてまた、市民アンケートを見ても、除排雪に対する要望、不平不満に思っている市民の数の割合が50%に近いという結果も出ております。

そこで、除排雪予算の10億円という経過ですが、予算編成に当たっての経過を財務部にお伺いしたいのですが、どういう経過をたどって10億円ということになっているのか、そこをお知らせください。

◎財政課長（種市 穂） 除排雪経費、前年度と同額の10億円ということです。

予算編成は、財源をそれぞれの事業にどう配分するかという作業になります。その限られた財源の中で予算措置していくのですが、それで前年度と同額ということです。

令和7年度の当初予算編成の場合でいきますと、財政からすると、今回、令和7年度予算を組むに当たって、財政調整基金を4億2000万円ほど取り崩して、最後に収支均衡を図って予算編成しております。

令和7年度予算執行するに当たっても、財政運営のことを考えると、財政調整基金であるとか、予算を組んだ後にどれくらいあるかというのを踏まえて予算編成していく上で、令和6年度の予算執行もしっかり把握していくということで、令和6年度の、当該年度の予算執行の状況を踏まえながら、限られた財源の中で翌年度、要は新年度の予算の編成をしております。そういった中で、10億円ということを決めております。

◎13番（蛸名 正樹委員） 10億円ということ

でありますけれども、予算編成に当たっては原課からこれくらいの除雪費用が委託料としてかかるからという積み上げをもって要求されているはずですよ。

そして、それをもって査定するわけですが、10億円というものが4年ほど続いているわけです。今冬の除排雪を見ても、専決、専決、専決ということで経過をたどっており、決算額では13億数千万円ぐらいの実績ベースです。

ここ14年ぐらいの決算を見ますと、当初予算ベースを下回った年は3回しかありません。あとは全て補正予算で増えているという実情を考えますと、やはり実態には合わないのではないかとということで私は思うわけです。

県の除排雪予算は、3,000キロメートルありますけれども、これが当初予算で約61億5000万円です。青森市が約1,500キロメートル弱で、当初予算が32億円。そうすれば、弘前市は1,000キロメートルです。1,000キロメートルで10億円と。県も青森市も、キロメートル200万円です。弘前市はキロメートル100万円なのですよ。

こういうことで、当然、除排雪に係る経費は無尽蔵ではありませんので、コストを少しずつでも適正にやっていくのは当然ですが、いかにもこれで除排雪をスタートさせるには、作業をする原課も、委託を受ける業者も、なかなか厳しいのです。そういう声も聞いています。

やはり専決、専決というふうにするにによって、対応が遅れるという話も聞いております。ですから、やはり今冬の除排雪を考えて、きちんと議論した上で予算編成は少し検討するべきではないかと思っております。

あと、今年は雪置場が満杯になって大変な状況です。そして、これを4月いっぱい消雪しなければならぬと。そうなれば、4月いっぱい消雪作業が入るわけです。そして4月いっぱいの予算

は、7年度の予算を先食いするわけです。そういう状況が健全なのかということも考えて、しっかりとここで見直すべきところは見直して、適正な予算措置をするべきだと私は思います。

次に、8款5項1目12節市営住宅等指定管理料について、市営住宅の何を聞きたいかという、市営住宅の空き部屋の近年の状況、その推移をお伺いしたいのです。市営住宅の今の空き部屋数というのは、幾らになっているのでしょうか。

◎**建築住宅課長補佐（伊藤 信明）** 本年3月1日時点の状況で申し上げますと、管理戸数2,094戸のうち空き部屋は456戸で、空き部屋率は約22%でございます。

◎**13番（蛭名 正樹委員）** 今の数字を聞いてちょっとびっくりするくらい空き部屋数が多いなという感じを持っております。

過去3年間の空き部屋の推移については、どういう状況で推移しているのでしょうか。

◎**建築住宅課長補佐（伊藤 信明）** 過去3年間の空き部屋についてですけれども、令和3年度は304戸で、空き部屋率は約15%。令和4年度は339戸で約16%。令和5年度は376戸で約18%でございます。

◎**13番（蛭名 正樹委員）** 今年2月時点で2,094戸ということで、過去3年間の推移を見ますと、だんだん増えているという状況であります。

基本的な認識をお伺いしたいのですけれども、空き部屋率がだんだん上がっているということに対する建築住宅課の認識、そしてその問題をどういう観点で捉えているのか。今後どういうことで改善していこうと考えているのか、認識をお伺いいたします。

◎**建築住宅課長補佐（伊藤 信明）** 現在、市営住宅は避難所としての指定を受けておりませんので、基本的には市営住宅の入居者を含めまして市

民の皆様には指定された避難所に避難していただくこととなります。しかし、河川が短時間で増水するなどして避難が遅れた場合には、緊急的に近隣の市営住宅の階段や踊り場などを使用して、3階以上の上層階への垂直避難は可能であると考えております。

それで、緊急避難する場合の課題ということですけれども、階段の踊り場などはスペースが狭くて避難できる人数に限りがありますので、空き部屋への避難も考えられるのですけれども、空き部屋は施錠しておりますので鍵の解錠をどうするのか。また、電気や水道等も開通しておりませんし、暖房器具や寝具なども設置されておきませんので、そういったことへの対応が課題になるものと考えております。

◎**13番（蛭名 正樹委員）** それは一つのアイデアで、これからちょっと聞こうと思っていたのだけれども、そういうことの前、基本的にこういう空き部屋数が増えていくということに関して、この間の建設常任委員会でもありましたけれども、やはり公共施設の有効活用ということもいろいろな観点で考えていかなければいけないのではないかという意見を常任委員会でも話しましたが、その辺の認識をきちんと考えて、その上で、例えば、今、課長補佐が話したようなことも検討するとか、あるいは違ういろいろな空き部屋対策を考えるとかということを考えていかないと、管理費とか指定管理料は上がっていて空き部屋が多くなるということは、非常に効率が悪いわけですね。

その辺のことをしっかり考えてもらいたいということで、この質疑をしましたので、そこをちゃんとしんしゃくして、少しこの機会に検討して、これからの市営住宅の在り方をどうするのか考えていただきたいと思います。終わります。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 昼食のため、暫時休

憩いたします。

〔午前 11時37分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎16番（木村 隆洋委員） 8款2項7目、予算書135ページ、概要ですと99ページ、亀甲向外瀬1号線交通安全施設整備事業についてお伺いたします。

この事業は、令和2年度から始まっている事業ですが、本事業の総予算は幾らなのか、お尋ねいたします。

あと、令和2年度から始まっているということで、現時点での事業の進捗率、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 亀甲向外瀬1号線交通安全施設整備事業の総予算と事業の進捗状況についてお答えいたします。

本事業の事業費ですが、4億6900万円を見込んでおります。

また、令和6年度末での事業の進捗率は、事業費ベースで約16%となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長の御答弁の中で進捗率は、令和2年度から始まって、5年たって16%という状況であります。

この事業は、令和2年度から令和8年度までの7年間で行う事業であったと当初はなっておりましたが、昨年度に令和9年度までこの事業を伸ばすと。来年度は、令和13年度まで工事を延長しております。

当初7年間で終わる予定だった工事が、12年間に延長するような状況になっているのですが、この理由についてお伺いたします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 事業期間の延長についてお答えいたします。

本事業につきましては、地権者と用地協力に関する合意形成に時間を要しております。したがって、事業期間を令和13年度末まで延長するものであります。

◎16番（木村 隆洋委員） 私も、これを質疑するに当たって、過去の予算書とかをかなり見ました。複数回の繰越明許を行っておりますので、何回も繰越明許を繰り返しているなという印象も持っています。

今朝も、市役所に来るときにこの路線を通ってきましたけれども、一部、側溝というか、架けている部分は、津軽弁で言えばわんつかとかいうか、ちょっとありますけれども、令和2年度から市役所に来るときもその路線をずっと通ってきて、いつこの工事が始まるのだろうということをずっと思いながら来て、来年度予算の審議の中でさらに令和13年度まで工事を延ばすと。当初の予定よりも、さらに5年間延ばしていくということでありました。

確かに用地買収等のお話も課長からありましたが、5年間延ばしたということで、今後この事業の完成も含めて、見通しというのを理事者側でどう考えているのか、お尋ねいたします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 事業の見通しについてお答えいたします。

事業を進めるには、用地協力は重要でございます。地権者への合意形成を図るため、令和5年度には道路計画の見直しも行っております。今後も地権者の方々に用地協力していただけますよう丁寧に説明して、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） これ以上は何も、とにかく頑張りたいとか、あそこ自体が非常に道路も狭い状況の中で、住宅というか、皆さんの宅地も非常に密接しているので、拡幅とかをする上でもかなり地権者の御理解をいた

だかないとなかなか難しいのかなと。

確かに、あの路線自体を自分の個人的な思いでいけば、小学校に通うときからずっとあそこをバスに乗って行って、部長も一番御存じだと思いますが、同じバスに乗って小学校に通った形でもありますので。

ぜひ、何とか早期にとっても5年間延ばしているのですが、5年間延ばした中で完成の見通しをつけていただきたいとお願いして終わります。

次に、8款4項4目、予算書140ページ、概要でいくと102ページ、弘南鉄道維持活性化事業の全般について総括的に伺いたいと思います。

この件に関しては、一般質問等でもいろいろ質問してきました。令和3年度から弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画が始まって、来年度は前期計画のちょうど終わりの年になります。

今回、令和6年度と比べて、予算が様々な意味でかなり上がっていますが、維持活性化支援計画に基づいた弘南線・大鰐線の支援額は幾らになったのか、伺いたいします。

当初の支援計画である令和7年度の当初に見込んでいた補助額からどれだけ増えたのか、その点も併せて伺いたいします。

◎地域交通課主幹（成田 孝行） 支援計画に基づく弘南線・大鰐線それぞれの支援額というところですか。

弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画については、本年1月15日に開催された弘前圏域市町村長会議において、安全輸送対策事業費補助の見直しなど、計画を一部改正することについて合意が得られたところでありました。

弘南線・大鰐線それぞれの支援額は、弘南線が令和3年度から令和12年度までの10年間で見直し前約4億4300万円から見直し後約9億6400万円、大鰐線が令和3年度から令和7年度までの5年間

で見直し前約5億1200万円から見直し後5億1100万円となっております。

続いて、令和7年度の事業費につきましては、弘南線が見直し前約5200万円から見直し後約1億8200万円の約1億3000万円の増額、大鰐線が見直し前約9900万円から見直し後約1億円の約100万円増額となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） かなりの増額になっております。弘南線に関しては、令和12年度までの10か年計画の部分が、当初の4.4億円余りから9.6億円余りと5億円以上今回増えていると。かなりの増額だなという印象を持っております。

今回、御答弁の中でも見直しを行ったというお話でありました。後期計画の始まる令和8年度以降の弘南線への支援に関して、支援計画の変更があるのかどうか。重複しますけれども、変更があった場合、支援額というのはどうなるのか、改めて伺いたいします。

◎地域交通課主幹（成田 孝行） 令和8年度以降の弘南線の支援に関して、支援計画の変更があるのかというところです。

令和8年度以降の弘南線の支援に関しての支援計画の変更といたしましては、列車集中制御装置の更新、高圧配電盤・受電盤の更新といった電路設備への大規模修繕や国からの改善指示対応を踏まえた軌道補正等の線路設備補修などへの安全輸送対策事業費補助への拡充が挙げられます。

支援額につきましては、令和8年度から令和12年度までで見直し前約2億2300万円から見直し後約5億7800万円に変更し、支援する計画となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 令和8年度の支援計画が2億2000万円余りから5億7000万円余りに倍以上の増額になるというお話でもありました。

最初の質疑の中でも、10か年計画を全体で見

も、弘南線に関して4.4億円の支援が、計画変更後9.6億円余りになると、倍以上に増えているという状況であります。

一般質問等でも質問させていただいたのですが、この5年間で二度にわたる脱線事故で、昨年、東北運輸局から7項目にわたる改善指示が出されております。

今回の支援計画の変更は、当初の計画よりも倍以上予算を増やしている。この理由として、国からの改善指示が、この増額分のどのくらいあったのかお尋ねいたします。

それとあわせて、改善指示以外の部分はどのくらいあるのか。ほとんどが改善指示で、倍以上に増額しているのか、そうではないのか。改善指示の部分が幾らなのか、改善指示でないのが幾らなのか、そこを併せてお伺いいたします。

◎地域交通課主幹（成田 孝行） 弘南線の増額に対する国への改善指示の対応額とそれ以外の額ということでございます。

弘南線の計画見直し後の令和3年度から令和12年度までの安全輸送対策事業費の増額分約5億2400万円のうち、令和6年度の改善指示への対応と改善指示を踏まえた基準での今後の修繕の合計が約6500万円となっております、改善指示対応以外が残り約4億5900万円となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今の御答弁の中で、令和3年度から令和12年度までの10か年計画は、先ほど見直しをかけた増額分4.4億円から9.6億円になった5.2億円分の増額の部分が、昨年2月に東北運輸局から出された改善指示の部分が5.2億円で約6500万円しかない。逆に言えば、残りの4.5億円余りは脱線事故が起きて、国からの改善指示が出された部分以外で増額しているということになります。

そうすると、改善指示が出されていない増額部分というのは、今回ではなくて、弘南鉄道側で既

に分かっていたことではないのかという疑問を持っています。倍以上増えています。4.4億円の支援計画の10か年の支援額が9.6億円に増額しているというのは倍以上。これが改善指示を受けてそうなったのなら、大変だったのだなという思いもあります。

改善指示部分は6500万円しかない。4.5億円は改善指示以外の部分ということは、では、この4.5億円というのはいつ分かったのかなど。

これは、理事者に言うことではないという部分も分かっていることも含めながら、ただし、財政的負担をしている自治体としては、やはりここは弘南鉄道側に厳しく求めていかなければいけない部分だと思います。

4.5億円の部分は、改善指示ではないということは、当初からほとんど安全輸送対策に想定されている部分だと思います。逆に言えば、うがった見方をすれば、改善指示で6500万円の部分が出てきて、それに若干便乗しているようにしか思えないところもあります。なぜ、これが今同時に出てくるのか。恐らくもっと早く分かっていると思います、どう考えても。

なので、これは要望にとどめておきますが、ぜひ財政負担をしている自治体としても、弘南鉄道側に、本当に安全輸送対策がこれでいいのか、本当にオーケーなのかと、そこはちゃんと。

また、こんなお金が4.5億円出てくるこれは弘前市単独の額ではないので、国も全体を含めた額にはなるのですけれども、ただし、メインの自治体は弘前市だという意味では、そこをきちんと弘南鉄道側に。

まだ我々は疑問があります。本当にまた後で出てくるのではないかと。安全輸送対策で令和12年度までの間にまた出てくるのではないかとという危惧があります。本当にこれでいいのかどうかということもきちんと行政側としても綿密に確認をして

いただきたい。

このことをお願いして、質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 132ページ、概要94ページの8款2項2目除排雪等業務委託料について質疑します。

まず、除排雪等業務委託料の主な内訳についてお知らせください。

◎道路維持課長（柴田 義博） 除排雪等業務委託料の主な内訳についてお答えします。

市内20工区のうち18工区分の道路除排雪を委託する道路除排雪業務、道路幅員が4メートル未満で一般除雪ができない工事の除排雪を委託する工事除排雪業務、市民へ開放する雪置場の管理を委託する雪置場管理業務、これら三つの業務について6億4893万円の予算計上をしているほか、交差点や坂道の凍結抑制剤の散布を委託する凍結抑制剤散布業務について4400万円の予算を計上しており、そのほか11業務9233万1000円、合計7億8526万1000円を予算計上しているところでございます。

◎4番（三浦 行委員） 近年の燃料等の高騰により、除排雪に係る経費も上昇していると思われまます。除排雪に係る経費について、どの程度上昇しているのかをお知らせください。

◎道路維持課長（柴田 義博） 市内全域で一般除雪及び歩道除雪が1回出動した際に要する経費につきましても、過去5年間の推移を申し上げますと、令和2年度は2790万円、令和3年度は3048万円、令和4年度は3248万円、令和5年度は3448万円、令和6年度は3588万円となっております、令和2年度から令和6年度までにおいて約29%の増額となっております。

◎4番（三浦 行委員） 除排雪経費も令和2年度から29%の増額です。今冬の豪雪は、想定外の多さでした。市民生活を守るためには、近年のよ

うな人件費の引上げや燃料等の高騰の中であっても、除排雪体制を維持・改善していく必要があると考えます。

持続可能な除排雪体制を構築していくためにも、少なくとも人件費や燃料費高騰分の除排雪経費の増額や見直しを要望して、質疑を終わります。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、8款2項6目14節、134ページにございます、仲町伝統的建造物群保存地区舗装改修工事について伺います。

この改修工事は、令和4年から令和7年までという記載もありましたけれども、この間私も、地元の方からも自転車などで通ると結構砂利が飛んできたりして危ないという話をよく聞いていた地域だったので、今の進捗状況と今後の状況、今年度で終わるのかどうかも含めて、確認させていただきたいと思います。

◎土木課長（工藤 昭仁） 事業の進捗状況でございます。

令和4年度から工事に着手しておりまして、令和7年度は約360メートルを実施する予定で、事業の完了を見込んでおります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

では、滞りなく終わるという確認が取れたので、この項目についての質疑は以上とさせていただきます。

続きまして、8款5項2目18節の143ページ、概要でいけば103ページにあります空き家活用リフォーム事業費補助金についてであります。

一般質問でも、私、集会所の件でいろいろ話を聞いてきて、もしかするとこの事業が使えるのではないかなと考えていたのですけれども、先ほども既に質疑された方がいますので、概要等は省略いたしますが、説明の中に「地域コミュニティー

の活性化に寄与する」という文面があるわけなのですけれども、この内容は具体的にどのようなものを想定されているのか確認させてください。お願いします。

◎建築指導課空き家対策係長（工藤 慎矢） 本補助金で想定している地域コミュニティの維持活性化の用途につきましては、町会集会所等の多世代交流拠点、子ども食堂、シェアキッチン、放課後等デイサービスなどを想定しております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

用途のところでいくと、私は、集会所以外のところではあまり広く考えていなかったのですが、シェアキッチンとかにも活用できるということで、幅広に考えていけるのだなと思いました。予算立て自体は大変少ない印象があるのですがすけれども。

もう一つだけ確認したいのが、町会の集会所について伺ってきた次第で、補助金自体が、集会所がない町会は申請すれば活用できるものなのかというところを確認させてください。

◎建築指導課空き家対策係長（工藤 慎矢） 補助対象者につきましては、町会も含む団体や法人も対象とすることで考えておりますので、集会所がない町会が、この補助金を活用して空き家をリフォームし、集会所として活用していくことは可能であります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

空き家も、古いものから新しいものまで様々あるかと思えますし、上限100万円ほど使ってうまくリフォームできるかどうかというのがなかなか難しいかもしれませんけれども、まずは地域の方から頂いた声として、今回の事業の話は返事を出してみたいと思いますので、活用が進めば進むほど使う人とか利用率が高まる可能性もありますの

で、まずはその辺を私も一緒にやっていければなと思っていました。

ありがとうございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、3項目あります。

一つは、135ページ、8款2項7目14節工事請負費、交通安全施設整備工事についてです。

城東1号線の歩道改修事業について、その概要と進捗状況をお願いします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 城東1号線の歩道改修事業の概要と進捗状況についてお答えいたします。

概要としましては、弘前駅城東口付近から東消防署付近までの延長約1,080メートルにつきまして、段差解消等のバリアフリー化を図るため、両側の歩道を改修するものでございます。

令和6年度より工事を着手し、弘前駅城東口側から延長181メートルの北側の歩道改修を実施しております。令和7年度は、引き続き35メートルの北側の歩道を整備予定であります。

◎17番（千葉 浩規委員） 続きまして、133ページ、8款2項3目14節工事請負費、21節補償、補填及び賠償金についてですけれども、城東線の渋滞対策事業について、市民の声は反映されたのか。また、令和7年度の事業内容について答弁をお願いします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 城東線の事業の進め方と事業の内容についてお答えいたします。

城東線の整備につきましては、令和5年度に地元説明会を開催しております。その際、様々な御意見を頂いております。

市では、地元の御意見を参考とした設計を行い、令和6年度に2回目の地元説明会を開催しております。その際は、反対の御意見はございませんでしたので、地元との合意形成は図られているものと理解しております。

令和7年度の事業内容でございますが、かつや弘前城東店前の交差点において、小比内方面からの車線に、右折車線の整備と支障となる電柱の移設を予定しております。また、弘前年金事務所前交差点においては、右折車の滞留スペースを確保するため、区画線改修を予定しております。

◎17番（千葉 浩規委員） ぜひ、地域の意見に耳を傾けて工事を進めていただきたいと思います。

続きまして、134ページ、8款2項5目14節工事請負費、小比内二丁目地区の排水路工事について、概要をお知らせください。

◎土木課長（工藤 昭仁） 小比内二丁目地区の排水路の工事概要ですが、当該排水路につきましては、現在、未整備の状況でございます。そのため、延長30メートルについて整備を行い、水害の防止及び環境衛生の保全を図ろうとするものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） この地区については、ちょっとした雨が降るだけでも排水路があふれてしまうといった状況ですので、一刻も早く工事に取りかかっていただきますように要望いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎24番（三上 秋雄委員） 私から1点だけ、134ページの仲町の、須藤委員が今聞いていたけれども、総事業費というのはどのぐらいになりますか。

◎土木課長（工藤 昭仁） 今回、令和4年度か

ら令和7年度までの総事業費ですが、現在のところ4800万円ほど見込んでおります。

◎24番（三上 秋雄委員） この事業はたしか1回行った事業ですね。またやり直している事業だと思っていました。これは、何が原因だったのですか。

◎土木課長（工藤 昭仁） 仲町の舗装の工事ですが、前回の工事は、景観を配慮した石畳風の舗装を行っております。こちらの舗装が、除雪機械の排土板による目地の破損ですとか、凍結抑制剤の散布によって冬期の凍結融解の繰り返しにより骨材の分離が発生するなど、複合的な要因により劣化が進んだものと理解しております。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、課長の説明で原因は分かりました。

これは、こういう施工と言えいいのか、こういう駄目になったやり方というのは、当初から考えていたことですか。

◎土木課長（工藤 昭仁） 当初の計画は、普通の舗装でございました。その後、景観に配慮した舗装を行うべきという御意見がございましたので、石畳風の舗装で施工したものでございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 当時は舗装ということで、景観を考えた形でやり方を変えたのだという話でしたけれども、そのとき、これでいいのかなという疑問はなかったのかなというのが不思議でなりません。

うちほうの、亡くなってあれですけども、一戸議員は一回これを質問してまして、私、記憶があるのですが、このやり方は駄目ですよ。当然、上のあれが剥がれてくるというのは想像できたのではないのですか。雪のない地域はいいですよ、あれで。そこを考えると、あまりにもずさんな計画だなと。

何でそういうことを言うかという、れんが倉庫美術館の裏もこの方式ですよ。

◎土木課長（工藤 昭仁） れんが倉庫のところの舗装につきましても、仲町と同様の工法で施工しております。

◎24番（三上 秋雄委員） それもまた、何年もしないうちにおかしくなると私は思います。これもまた無駄なお金ですよ。

もうちょっと、こういう新しくやり方を変えるというときは、慎重にかかって、どのぐらいいつのかというのは、当然皆さんのところでやらなければ駄目だと思いますよ。普通の舗装のほうがよかったのかなという気が、今はしています。

どういう経緯でそういうふうになったのかは、今ここで聞くのもなんですので、今後、新しい補修でやるというときは、もうちょっと慎重になって工事を進めてもらいたいと思います。

これは要望です。終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、予算書140ページ、8款4項4目、路線バス運行費補助金についてお伺いいたします。

市民の大事な足であるバスの運転手の確保に向けて、令和6年4月に市と自衛隊が公共交通の人材確保に向けた連携協定を締結したと認識しております。

公共交通の人材確保に特化した協定は、東北でも初めてで、全国的にも珍しいと、新聞、テレビ、ネットニュースでも大きく報道されておりました。

間もなく1年になりますが、その後の動きと、これまでに何名の退職自衛官が採用になったのか教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 昨年4月8日

に、弘前市、防衛省自衛隊青森地方協力本部との地域を支える公共交通の人材確保に向けた連携協定を締結いたしました。その後、本協定に基づきまして、5月下旬には弘前駐屯地においてインターンシップを実施しております。

インターンシップでは、路線バスは弘南バス株式会社から、会社の概要、業務の内容の説明があったほか、駐屯地の中では初めてとなります乗務員の路線バスの体験会も実施してございます。その後、7月下旬にも企業説明会等が行われまして、実際にこれまで採用となった退職自衛官は3名でございます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

交通分野というくくりで見ると、運転手不足はバスだけでなく、タクシー、鉄道の担い手も同様の課題を抱えており、全国的な問題になっていると認識しております。

こういった課題に対して、国ではどのような取組を行っているのか教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、バスとタクシーは、輸送部門というところで一くりにあるのですが、こちらを管轄している国土交通省では、昨年6月28日に国交省、防衛省、関係団体である日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会などで構成しまして、自動車運送業等及び自衛隊における人材確保の取組に関する申合せを締結してございます。

また、鉄道については、鉄道部門で同じく国交省では、今月7日に国交省、防衛省、JR、日本民営鉄道協会などで鉄道事業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せを締結してございます。

この二つの申合せ概要をホームページ等で拝見いたしますと、国においても当市の協定の内容と同様の取組が始まったものと捉えております。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

国よりも先立って弘前市が自衛隊と協定を結んだということは大変に誇らしく思います。これも弘前市に自衛隊があるからこそ実現できたと思っております。

まさに、地域の特徴と資源を生かした極めて有意義な取組だと考えますので、今後も地域資源を最大限に生かして、市民に貢献できるよう励んでいただくようお願いいたします。

◎14番(畑山 聡委員) 私からは、8款2項2目12節委託料、132ページ、除排雪費用についてでございますが、先ほどの答弁の中に、道路維持課に対して6,400件の苦情ないしは要望があったと。大変な思いであったろうなど。よほどメンタルの強い方でないと道路維持課では勤まらないのではないと思うくらいの件数だったと、まずは非常に感謝申し上げます。

町会長ホットラインというのがあって、何かあったときに町会長だけが知っている道路維持課に通じる電話番号があるのですが、それにしても、町会長といっても弘前市内に300人以上いますので、雪が降ると大変な数になるわけです。

私は、1年に一度だけ電話させていただくのですよ。いつもお話しする内容は同じで、大通りと町会の中をやる業者が違って、そのためだと思うのですが、うまく連絡調整できないのだろうと思うのだけれども、町会から大通りに出るところに雪が置かれたままになっているわけです。そのために、大通りから町会に自動車が入ってくることもできないし、町会の中から大通りに出ることもできない。ここは何とか道路維持課から事業者に対してうまく調整してくれないかと、毎年のことだからと。

毎年言って毎年直らないのですよ、実は。今苦情を言っているのではないですから、勘違いしな

いでください。仕方ないから、除雪が入れば、毎年その除雪が来るたびに私がやっている。まだ体力的に大丈夫ですけども、今後、数年たてばどうなるかなとちょっと不安は感じているところなのでですね。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、どういう苦情というか要望を言ったのかという記録は残していないものなのでしょうか。毎年同じなので、同じこと言っているだけなので。

◎道路維持課長(柴田 義博) 大変申し訳ありません。いろいろ御迷惑をかけているということでした。

記録は毎年残しております。先ほどお話ししましたが、今年度は6,481件来ています。これは全て、場所等をデータ化してしまっていて、いつ、どういった方からこういった要望が来たということ、また、それに対する対応も残している状況であります。

◎14番(畑山 聡委員) もしそうであるならば、例えば電話番号もナンバーディスプレイに出た途端にコンピューターと連動して、この方は1と2と3ぐらいの要望が毎年来ると。大体苦情や要望の内容というのは同じだと思うのですよ。それによって、かなりスムーズにその苦情に対応することができていくのではないと思うのですが、そこまではやられていないような状況なのではないでしょうか。

◎道路維持課長(柴田 義博) 電話と、先ほど言ったいろいろな要望がリンクしているかということなのですが、そこまではちょっとできていない状況でございます。

◎14番(畑山 聡委員) ぜひ、今はAIもあることだし、この電話番号の人は、これとこれとこれとあれなのだ。それに対してこういうふうに過去に対応してきたということがあればいいのかなと。

これは要望でございますので、順次だんだん改善されていくかと思っております。

質疑がもう1点ございます。

8款2項7目14節、135ページ。先ほど、城東1号線の段差解消の話が出ましたけれども、地元の人に聞かれたのです。これは何のために段差解消しているのかと。理由をお知らせいただければと思います。

◎土木課長（工藤 昭仁） 城東1号線につきましては、特定道路といいまして、バリアフリーに特化した道路に指定されております。したがって、歩道の段差について、段差を解消するものがございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 137ページ、8款4項1目の市民中央広場についてありますが、貸館業務におかれまして、使用時間の設定についてのルールは、現在どのようになっているのか確認をさせていただきます。お願いします。

◎都市計画課主幹（佐藤 貴之） ただいまの御質疑でありますけれども、市民中央広場では、1時間単位で使用料金を計算し、1時間単位で使用を許可しております。

◎22番（松橋 武史委員） 市内における貸館のルールであります。当市はばらばらで、先般も確認させていただいたところ、福祉センターでは、答弁にあったとおり、午前・午後・夜間、また他の会館では4時間単位でなければ貸しませんというところがあるようであります。これにつ

いては、次の一般質問で少し整理をさせていただきたいと思っていました。

そこで、少し食い下がった話をするのですが、1時間ルールにした理由について、これは改正ですから、よりよい貸し方ということだと思いますが、なぜこのような1時間という貸し方にするかとしたのか、簡単でいいのでお知らせください。

◎都市計画課主幹（佐藤 貴之） ただいまの1時間単位の使用についてでありますけれども、時間割の算定をしたことで、日割りによる算定よりも使用料が安くなることにより使用許可者の負担を軽減できるものとして、1時間単位で当初より計算しております。

また、日割りに比べまして、使用料が安くなることで、これまで使用料が負担となりイベントなどが開催できない方々、あるいは団体の方々が気軽に使用できるようにするために、使用率の向上を図るため、このような取扱いをしております。

◎22番（松橋 武史委員） ありがとうございます。引き続き、利用者が利用しやすい環境を整えていただければと思います。よろしく申し上げます。

それで、もう1件、木村委員からも質疑ありました、8款2項7目亀甲向外瀬1号線の整備についてであります。完成年度が大きくずれ込んだことは、いろいろな理由があることだと思いますので仕方ないことだと思いますが、これについては、関係者、特に向外瀬が多く関係するのかなと思っております。

向外瀬の町会の方々と並びに町会役員に報告や説明をしたのか。また、これからするのか、お答えをいただきたいと思います。

◎土木課主幹（工藤 貴義） ただいまの亀甲の町会及び役員への説明等につきましては、これまでも説明会は開催しておりまして、事業期間につ

いては、いつまでということでお示しはしておりませんが、用地買収が進み次第、早いうちに進めていくということでお話をさせていただいております。

今後も機会を見まして、役員及び町会長とお話をしながら事業を進めていきたいと考えております。

◎22番(松橋 武史委員) ということは、事業が延長する、延びるというお知らせは、現在一切していないということでしょうか。

これまではやってきたと。これまでは、この日程で進めてまいりますよと、用地の協力もやってまいりますという説明をしてきたが、延びることについては、今日現在、全く説明がされていないということでしょうか。

◎土木課主幹(工藤 貴義) これまでの説明会では、令和9年度までの事業ということで御説明はしております。ただ、事業が延びることにつきましては、今年度事業が延びることになりましたので、説明については今現在行っておりません。

◎22番(松橋 武史委員) よい連絡は少し先延ばしでもいいのですが、工期が延びるとするのは悪いことですね。ですので、いち早く説明や報告をしていただければと思います。

そしてまた、この完成に向けて悪い箇所がたくさんあります。それについては、完成を待たばよくなるということを見込んで要望・陳情しておりませんので、延びたということがここで決まるわけでありまして、今現在、整備してほしい場所等々があればしっかり応えていただきたいと思いますが、建設部長いかがですか。

◎土木課長(工藤 昭仁) 地権者の方々には丁寧に説明をして、事業を進めてまいりたいと思っております。

◎22番(松橋 武史委員) もう一度、ゆっく

りお話をしますので、よろしいですか。

この事業に合わせて我慢してきた要望箇所がたくさんあるのです。分かりますよね。しかし、延びることによって、その延びた期間、まだその延びた期間を我慢しなければいけないということに対して、これまで我慢してきた要望について応えていただけますかという質問です。お答えください。

◎土木課長(工藤 昭仁) 今のこの事業をなるべく早く進めるように努力してまいりたいと思います。それによって、お待ちいただいている事業に早く着手できるよう進めていきたいと思えます。

◎22番(松橋 武史委員) 担当部担当課として、僕の話を理解できる方に答弁いただきたいのですが、よろしいですか。誰か理解できた方いらっしゃいますか。

この事業完成までに改善されるだろう場所を、お願いしている場所を、我慢しているのです。しかし、これができることが5年延びれば、その箇所を5年我慢しなければいけない。ですので、5年待てない場所についてはしっかり対応していただけますか。改修、整備していただけますかということです。

課長以外の方でお願いします。

◎建設部長(木村 和彦) 今の路線は、私の近所でもありますので十分存じ上げてございます。

計画期間が令和13年度となっていますけれども、私はそれよりも早く進めるように頑張りたいと思います。

なので、今整備するに当たって、買収したところは道路も整備しますが、その遅れたところは早くやってもらいたいという意見だと思いますけれども……。 (発言する者あり)

努力してまいります。

◎22番(松橋 武史委員) これからの関係者

等、町会長、また町会役員、住民の方々にもしっかり説明する機会があるかと思えます。その際に、延びることによって整備ができない、本来であれば、これまでに整備というか改修・改善ができたものがそうでなくなるということも説明の上、そういった場所があれば、しっかり声を聞いていただいて応えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、8款2項3目、予算書133ページの渋滞対策事業城東線について、先ほど千葉委員からの質疑にあったものと同様になります。

先ほどの質疑を聞いていて、これまでは城東側の車線を1車線増やすために分離帯を削ったりということだったと思ひます。

今回は、小比内のほうに車線を増やすということなのだと思ひますけれども、どういうふうにも道路が変わるのか、イメージがつきやすいように、もう少し詳しく説明していただきたいのですけれども、お願ひします。

◎土木課長（工藤 昭仁） 具体的な整備内容についてだと思ひます。

具体的には、現在、アパート側に歩道がございますけれども、そちらの植樹ますを削って、削った部分を利用して、新たに右折斜線を35メートルほど整備して、車が約5台から6台程度滞留できる右折レーンを整備するものです。

◎18番（野村 太郎委員） あの交差点に関しては、地域の地元の皆様だけではなくて、あの辺を通る市民一般にとって長年の悩みであったので、この対策事業そのものは大変ありがたいことでありまして、進めていただきたいと思ひますけれども。

これまでも同様の渋滞対策事業をやってまいり

ました。神田のカブのところの道を広げたりということで対策工事をしてきたのですけれども、この場にいらっしゃる皆様が考えているのは、やったのだけれども、効果なしとは言わないが、十分ではないよなというのが理事者側も同じ見解を持たれていると思ひます。

というのは、右折車両が大変多いところでございますので、あそこは、市の管轄でやれることというのはそれだけかもしれないけれども、みんなが思うのは、何とか右折信号とかできないものかなというのが多くの皆様が共通して感じていることだと思ひます。

信号ですから、これは県の管轄になると思ひますけれども、今回、城東線の小比内のほうにレーンを造るというのもあるのですけれども、今後、県に対して、そういった渋滞を緩和するための右折信号とかに付け替えるといった要望はできないものなのかということをお願ひします。

◎土木課長（工藤 昭仁） まず、右折の信号ですけれども、そちらは警察署でつけることとなっております。

市では、そういった渋滞箇所につきましても警察と協議いたしまして要望等を行っております。

警察のほうでは、交通量とか、その辺を調査して、判断して、設置したり、しなかったりしている状況です。

◎18番（野村 太郎委員） 青森県警ということで県と言ったのですけれども、警察のほうも整備するのですから、そういうところは本当に市民の大きな強い願ひでございますので、城東線もさることながら、その他の箇所に関しても、せっかくこの事業を行ったのだから、より完璧なものにするための努力ということで、そういった要望等をしっかり行っていただきたいという要望を申し上げて終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、無所属議員

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって8款土木費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、9款消防費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎総務部長（堀川 慎一） 9款消防費の予算について御説明申し上げます。

143ページをお開き願います。

1項消防費1日常備消防費の22億2955万6000円は、弘前地区消防事務組合負担金を計上したものであります。

143ページから144ページにかけての2目非常備消防費は、2億5452万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

1節報酬は1億1183万1000円で、消防団員の各種報酬などを計上したものであります。7節報酬費は4470万3000円で、消防団員の退職報酬金などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は5112万7000円で、消防団員退職報酬金負担金などを計上したものであります。

3目消防施設費は2億4005万4000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げますので、145ページをお開き願います。

14節工事請負費は5821万7000円で、消火栓整備工事や防火水槽整備工事などを計上したものであります。17節備品購入費は1億1552万7000円で、消防自動車購入費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4461万6000円で、消防施設整備事業費補助金を計上したものであります。

145ページから146ページの4目災害対策費は3億6065万1000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億6368万3000円で、防災行政無線システム更新業務委託料などを計上したものであります。14節工事請負費は6979万5000円で、屋外拡声子局設置工事などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1145万円で、青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金や自主防災組織育成支援事業費補助金などを計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、2名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、予算書146ページ、9款1項4目防災行政無線システム更新業務についてであります。

令和6年に一般質問、9月には決算でも質疑をさせていただきました背景がありますので、お伺いをいたします。

現行の防災行政無線がメーカー推奨の更新時期である10年が経過しているということと、国の緊急防災事業債が令和7年度までということで、今回の更新に至ったと認識しております。

今回更新されるシステムの詳細をお聞かせください。

◎防災課長（一戸 拓利） 現在使っている防災無線がデジタル方式というものであって、地形によって聞こえない場所があるということが一番課題であります。それをクリアするための電波塔を建てるには多額の費用を要するということがありまして、電波塔を建てなくても、市内の居住地域のほとんどをカバーできる携帯電話の通信網を活用したシステムに更新しようと考えておりまして、こちらのシステムでは、固定電話、ファクスに防災無線の放送内容を提供することができる付

加サービスがあり、アプリ機能なども付加できるというもので、こちらのほうにシステムを更新したいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

この更新後のシステムで携帯電話さえつながれば、これまで無線が聞こえないとか聞こえにくい地域があっても解消されるということが分かりました。

昨年9月の質疑で、災害時に聴覚障害、デジタルに疎い方など、情報弱者と言われる市民への情報提供において、より効果的な支援策を検討するとありましたが、新たな提供方法が決まっていれば、お聞かせください。

◎防災課長（一戸 拓利） このシステムを活用することで、固定電話とファクスに防災行政無線の放送内容、市が発令する避難情報等を音声や文字で提供することができるサービスがありますので、そちらを活用して、スマートフォン・携帯電話のない、インターネットで情報が取りにくい方に対して、しっかりそこは情報を提供できるものと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 今回の更新で、情報が届きにくかった市民へも均一に行き渡ることから、これまで情報が届かなかった地域の市民にとって大きな安心につながると思います。

情報弱者と言われる方々が新しい情報を知らなかったということのないように、しっかりサービスの内容についての周知徹底をお願いして、終わります。

◎16番（木村 隆洋委員） 同じく、9款1項4目、予算書146ページ、防災行政無線システム更新業務委託料についてお伺いいたします。

先ほど、志村委員の質疑の中でもデジタル同報系と言われるシステムで、自前の無線を飛ばして屋外の拡声子局につないで自営の無線を使ってや

る方式で、今の旧岩木地区、旧相馬地区は、同じシステムにして約13年が経過していると認識しております。

更新時期が来たので新しいものにしようということだと思いますが、今回、デジタル同報系から改めて携帯通信網方式に変更する最大の理由をお伺いいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） まずは、先ほどからあったとおり、電波が届かない地域があって、そのためには電波塔を新たに設置する必要があるというところが一番最初のきっかけであります。

さらに、携帯電話の通信網を使うと、先ほども説明したとおり、電波塔を建てなくても携帯電話の電波が届く範囲で受信できて、市内の居住地域のほとんどをカバーできるというのが一つあります。

あとは、携帯電話の通信網は、デジタル方式だと10年ごとに更新料がかかるというのがあって、これがかからないというメリットが一つあります。あとは、ランニングコストがデジタル方式よりも安く済むというのがあります。

あとは、防災無線で流れる放送内容とか市が発令する避難情報を固定電話・ファクスに情報提供できるという付加サービスがあるということがあります。

あとは、何といたっても有利な財源になる緊防債が使えるというのが一番大きい理由になると思います。

その辺を総合的に判断して、今回、携帯電話の通信網を活用したシステムに更新したいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、防災行政無線を行っている全国の自治体の中で、携帯の通信網を行っている自治体は、令和5年度時点で約30自治体と伺っております。デジタル同報系を行っているのは、1,300を超える自治体でこのシステム

を使っている。

携帯通信網を使うメリットは、十分に分かりました。ただ、携帯通信網を使うとなると、防災行政無線を最大に使うときは、当たり前ですが、災害時のときであります。携帯通信網には弱点もあります。一つの回線にアクセスが集中したり、通信速度が低下したりするふくそうという現象が起きたり、また、回線の切断の可能性も非常に考えられると思います。その点に関して、市の見解をお伺いいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 委員御指摘のとおりだと思いますが、当市のことですが、令和3年度の青森県地震・津波被害想定調査で、市内のほとんどは、最大震度が弘前市は5強以下という形になっておりまして、このシステムは一応震度7にも耐え得るような耐震化で強化しているということで伺っておりまして、影響は少ないのかなと思っておりますけれども、ただ、地震の揺れ方では、回線の切断というのはあると思っております。

回線の切断について、携帯電話会社に確認してみたところ、送信網は通常のルートのほかに迂回ルートも設けているということで、一方で切断があれば、そちらのほうでつないでやるということの対策を講じてあるというのが1点と、このシステムは2社の携帯電話会社の通信網を活用する形になっておりまして、一方の携帯電話の基地局が停波を検知すると自動的にもう1社の携帯電話の基地局に接続して通信を維持するというふうになっていると聞いております。

ふくそうについては、総務省の東日本大震災における通信の被災・輻輳状況というものを見ますと、携帯電話は、確かに音声通話は最大で70%から95%の発信規制を受けてつながりにくくなったというのがあるのは事実です。あとは、パケットデータ通信では、最大30%の発信規制にとど

まって、こちらはふくそうしなかったと。今回のシステムはパケットデータ通信を活用しますので、ふくそうの影響というのは少ないものと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長の御答弁で、ふくそうの心配があまりない、少ないという見解でありました。

昨年の元旦に起きた能登半島沖地震は、皆さんも記憶に新しいですし、今も被災地の皆さんは大変御苦勞をなされております。元旦に起きた能登半島沖地震においては、携帯の通信網が復旧するまでには約2週間かかったと言われております。

先ほど、課長の御答弁で、震度7まで耐え得ると。弘前の最大震度はそんなにないのだというお話もありました。

ただ、我々、地震に関しては、はっきり言って想定外のことばかりが起きています。偉い先生方を見ていると、テレビに出てきて地震学というのはどちらかと言えば結果論ばかりで、予想することはほぼできません。今、災害が起きるとするのは、災害の最大値のリスクを考えるべきだろうと考えます。

能登半島沖地震のような、先ほど、携帯の基地局が壊れたら、ほかでできるようなお話がありましたけれども、多分全滅みたいな状況は想定されると思います。もし長期間、携帯基地局がカバーもできないで壊れた場合、防災行政無線が使用できない状況というのも想定されると思います。

これに関して、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 能登半島沖地震のような大地震が起きたとなると、通信網だけではなくて、スピーカーも倒壊するだろうし、あとは、そのスピーカーに送電する電線も切れたりということで、音を発するところが、デジタルであつてもだと思っておりますけれども、そういう状態になる

と思います。

さらに、そういうときであれば、固定電話もファクスも電話線も被災しているのではないかと考えておりますので、そういうときは、テレビ、ラジオ、あとは我々として広報車、そのときに使えるものをフルに活用して対応していくしかないのかなと考えております。

◎16番(木村 隆洋委員) 先ほども申し上げましたが、ただ、東日本大震災のときには、我々映像を見ても、デジタル同報系の防災行政無線がこう鳴っている映像というのはかなり拝見をしていますので、必ずしも課長の言うとおりにはないのかなと考えております。

先ほども申し上げましたが、今まで当市でも行っていたデジタル同報系、全国の防災行政システムを行っている1,600余りの自治体のうち1,300余りがデジタル同報系を現在も採用していると。携帯通信網を採用しているのは30自治体にとどまる現状があります。

今使っているデジタル同報系に課題があるとするれば、どうしても値段の話かなというところは思うのですが、課題があるとするれば、今切り替えるに当たって、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎防災課長(一戸 拓利) まず1点、先ほどからもありましたとおり、地形によって電波が届かないところはあるというのが一つになります。

あとは、デジタル方式は10年に1回、多額の更新料がかかってくるということと、ランニングコストがやはりデジタルのほうが高いと。あとは、有利な財源である地方債が使えないというのが大きいところがあります。

◎16番(木村 隆洋委員) 今回、携帯通信網にするということで1.4億円計上しております。仮定の話ですけれども、もしデジタル同報系で更新した場合はどのぐらいの費用を見込んでいるの

かお伺いいたします。

◎防災課長(一戸 拓利) デジタル方式で更新した場合の更新費用は約8900万円ということで携帯電話よりも5400万円は少なくなるのですが、ただ、長期的に見て、更新後10年間の保守点検料、あとは10年後のシステムの更新料、あとはJアラートの自動起動装置の更新も含めると、デジタルでは約2億7400万円、携帯電話だと1億8000円で、こうなるとデジタルのほうが1億6600万円高くなってしまうと、そこも含めて今回検討したものであります。

◎16番(木村 隆洋委員) 携帯通信網に行くことは、ほぼ決定なのかなという部分で、ただ、今回携帯通信網を使うということで、先ほどポケット通信網を使うという話もありました。

通信網を使うに当たっての通信費用はどのぐらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

◎防災課長(一戸 拓利) 通信費用は、月額で約6万4000円程度ではあるのですが、先ほど説明した付加サービスで、避難指示などをかけるときに固定電話・ファクスに情報提供するときには、1回当たり60円掛けるその件数が加算されることとなります。

◎16番(木村 隆洋委員) 今回の防災行政無線のシステムを替えるという、これまでアプリも防災行政無線アプリがあったり、いろいろ皆さん工夫されているのは重々承知しております。

ただ、まだ全国で先行自治体が30しかない。先ほど何回も申し上げましたが、1,600余りの防災行政無線システムをやっている自治体のうち1,300余りは、現状やっぱりまだデジタル同報式を使っているということで、30自治体の中でかなりの先進事例になる可能性があります。

本当の災害時に、携帯通信網を使った防災行政無線がどこまで機能するかというのは、現実問題はまだ分かっていないというのが正直なところだ

と思います。

先ほど、ふくそうの話も課長もおっしゃっていましたが、現時点では、ふくそうが起きにくいという考えと、通信が殺到してかなりふくそうが起きるのではないかという考えもあります、実は。

なので、防災行政無線を今後きちんと安定させるといえるのか、これが非常に——先ほど志村委員の質疑の中でも情報弱者の話が出ました。防災行政無線が必要な人というのは、どちらかといえば情報弱者です。

我々、今冬の大雪、すごい雪が降ります。そうすれば、ヤフーの天気のアプリでも何でも、すぐ連絡が来ます。というぐらい、情報がある人は災害時に対応できますけれども、情報弱者は、やはりこういう防災行政無線が非常に要となってくるという意味で、初めての、しかも全国で導入した自治体が非常に少ないというところも含めて、この安定性というのをきちんと担保するようにお願いをして、質疑を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 144ページ、9款1項2目非常備消防費18節負担金、補助及び交付金のところの消防団運営交付金、これ具体的に。

◎防災課主幹（長谷川 竜太） 消防団運営交付金についてありますが、消防団の分団が行う消防団活動に必要な経費として、各分団に対して交付金を支給するものであります。

交付金の額につきましては、4月1日現在の団員数に応じまして、団員数が19人以下の分団に対して年額3万円、団員数が20人以上の分団に対して年額4万円としております。

対象の経費につきましては、基本的には、屯所、消防団の車両の維持に係る軽微な経費、例えばエンジンオイルとかタイヤ交換といった経費に充てられるものであります。

◎12番（齋藤 豪委員） この上に、消防屯所光熱水費負担金というの也有ります。これは具体的にどこの屯所の光熱水費ですか。

◎防災課主幹（長谷川 竜太） 消防屯所光熱水費負担金につきましては、町会が所有している消防屯所であって、集会場などと併用している消防屯所について、電気料金と上水道・下水道料金にかかった分に対して、市が負担金を交付しているというものであります。

◎12番（齋藤 豪委員） まとめて聞くと、消防団運営交付金は、20名以上であると4万円、そこには、屯所の光熱水費、水道・下水道料金というのは見ておられないということですか。

◎防災課主幹（長谷川 竜太） まず、消防屯所の光熱水費の負担の現状ですが、市が所有している消防屯所につきましては、そもそも市が電気料金、水道料金などを契約して、市が電気会社もしくは水道のほうに直接お支払いしております。ですので、消防団運営交付金には、その辺は含めておりません。

町会所有のものについても、消防屯所単独の建物であれば、建物自体の所有は町会なのですが、電気の契約や上下水道の契約は市が契約しておりますので、光熱水費は直接市がお支払いしております。

先ほども申しました、ここに計上してある消防屯所光熱水費負担金というのは、消防屯所と町会の集会所が一緒になっている建物ということで、消防屯所の分として分けられないものについては、一旦町会のほうで御負担していただいたものを後から申請していただいて、負担金として市が交付しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 4月1日から消防団員の出勤手当が個人支給になるとお聞きしております。消防団運営交付金が、19名以下の分団で年間3万円、20人以上の消防団が4万円で、運営が適正に行われるかどうか、お聞かせください。

◎防災課長（一戸 拓利） 運営交付金は、あくまでも消防屯所と消防車両の日々点検とか電球が切れたりというものに使っていただくというものになります。

そのほかに、活動費という形にしますけれども、そちらについては、皆さんに個人支給すべき年額報酬から、皆さんに渡す前に一旦、消防団員福利互助会で報酬額の高い人から、高い人は高く引かれるのですけれども、そういう形で引いて、消防団員の人数に応じて、それは別途また分団に、今の分団交付金と違う形で、それはある意味税金が入っていないという言い方をするとおかしいのですけれども、皆さんの報酬から頂いたものを分団に交付する形、それは何に使ってもいいという活動費という形で支給する二段階になっています。市がやるべきところは、今の3万円と4万円出すという形になります。

◎12番（齋藤 豪委員） 分かりました。

次に行きたいと思います。146ページ、9款1項4目12節委託料、備蓄倉庫除雪業務委託料を計上してあります。備蓄倉庫は、具体的にどこの備蓄倉庫ですか。

◎防災課長（一戸 拓利） 現状、備蓄倉庫は、旧上下水道部の茂森庁舎をメインに置いてまして、そのほかにも、岩木の防災倉庫とか、はるか夢球場、洪水時に開ける小中学校とかに分散備蓄しているのですけれども、その旧上下水道部の茂森庁舎の部分で、雪が多くて備蓄品を取り出せないときにそこを除雪したいということで、予算を盛っているものであります。

◎12番（齋藤 豪委員） そこであれば、私も

議会に来るときに通るのですけれども、除雪は結構まめにされているかなと思いました。

ただ、備蓄倉庫ですので、災害時に即座に備蓄品を出せるような場所で、委託しているということは、誰か違う人がやっているということですね。そういう面も踏まえて、いざというときの備えはしっかりしておいてほしいなと思います。

次に、同じページの負担金、自主防災組織育成支援事業費補助金であります。

市内に自主防災組織は何組織ありますか。

◎防災課長補佐（堤 健介） 自主防災組織の組織数になります。令和7年本日現在で、88団体になります。

◎12番（齋藤 豪委員） ということは、地区分断ということですか。地区分断とは違う……町会の、なるほど。

支援事業ということで、どういう取組をされていますか。

◎防災課長補佐（堤 健介） 支援事業ということで、自主防災組織を新たに結成した町会、単位としては、町会に限らずですけれども、自主防災組織が新たにできまして活動するに当たって、発電機とか資機材に係る費用というところを上限で60万円補助しております。

◎28番（田中 元委員） それでは、9款1項4目の災害対策費、145ページからお聞きをしたいと思います。

まずは、防災課の皆様には消防を担当されて、災害に備えて、日々頑張っていただいて感謝を申し上げます。

先般、一般質問で工藤賢生議員からの備蓄品等々の質問がございました。その備蓄品が大量に出ていくと、配布されるのは、避難所が開設された際にここで大量に出ていくというのが主だと思っております。避難所ということになれば、この項目から金が出ていきますので、ここからまずはお

聞きしたいと思います。

昔は、災害は忘れた頃にやってくると言われたのですけれども、近年は、忘れないうちに起きてしまい困ったものでありますけれども、これに対しては何としても、備えがあれば憂いなしであります。

たしか東日本大震災が起きた際も、ちょうど3月の議会の真っ最中であつたわけでありまして、最近では大船渡の火災を見せつけられました。

こういう災害があれば、テレビのニュースは、まず一番には災害の現場、次に来るのが避難所の様子、ここまで来ます。よって、避難所というのは最後のセーフティーガードみたいなものです。

その他の話をしますけれども、当市も、考えてみれば、今年は記録的な大雪になって、えらい大変なことになったのですが、屋根に最中えらい雪が積もっている際に夜中でも地震が来たらどうなったかと、こう思うとぞっとしますね。そうなれば、本当に他人事ではないということになります。私も改めて考えさせられたのですけれども。

災害は我々が止めることはできませんけれども、大災害が発生して大変な被害に遭つたというときに、市民が一時的に生活する避難所を開設する。そうなれば、市役所が運営する側に回るようになります。

今回この点について、避難所の運営等々について二、三お聞きして、お答えをいただいて、皆さん御心配なくというぐらい言っていただいて、どうか市民に安心感を与えていただきたいと思いません。

それでは、まず一つ目は、今言ったように、避難所は皆さん方が運営する側に回りますので、万が一の災害の際の市の職員の指定、それから職員の参集方法、これはどのように決められているのか、まずはお聞きいたします。

◎防災課長（一戸 拓利） 令和4年8月の大雨

のとき、それこそ今までにないだけの47か所の避難所を開設したわけですけれども、当時は避難所の運営は福祉部と健康こども部が中心に担っていたと。

担い切れなくなったというのがあれだったので、そこを踏まえて、速やかに避難所運営ということができるようするために、令和5年7月に避難所運営は全庁体制でやりましょうということで、避難所に各部を割り振って、もし避難所を開設するとなつた場合には、当たっている各部が人選して、速やかにその避難所に向かつていただくという体制を整備しております。

◎28番（田中 元委員） 今言われたのをしっかりやっていただきたいと思ひます。ここがまずは要であります。

それから次に、災害も地震から水害までいろいろあります。ちょっとすれば、私は岩木に住んでいれば、岩木山の噴火も考えなければならぬかもしれない。

よって、この災害の種別によって、避難所の運営に違いがあるのかどうか、このことを次にお聞きしたいと思います。

◎防災課長（一戸 拓利） 災害種別、それこそ地震、洪水があると思ひますけれども、基本的には大きな運営には違いはないのですが、ただ、地震のみは、開設する前に施設の管理者と共にその施設が壊れているところがないか、安全かどうかというのを確認してから避難所を開設すると、そこが一つ違いかと思ひております。

◎28番（田中 元委員） それでは、次です。

避難所を開設した場合の運営の手順、そして避難所のレイアウトはどのように決められているのか、お聞きいたしたいと思ひます。

◎防災課長（一戸 拓利） 運営の手順については、避難所の開設運営マニュアルというものがあつて、それに沿つて運営していくのですけれども

も、避難所の対応は、以前の福祉部、健康こども部中心から、令和5年度に全庁体制で各部に割り振ったというのもありまして、それに合わせるような形の見直しを現在やっているところであります。なので、マニュアルについては見直し中ということでもあります。

レイアウトについては、避難所になる市内の小中学校に避難所を担当する各部と防災課と一緒に現場を確認しておりまして、確認しながら、最終的にはそれぞれの学校の避難所のレイアウトを作っていきたいと考えております。

◎28番(田中 元委員) それでは、今ちょっと話が出ましたけれども、弘前市の避難所運営マニュアルは現在どのようになっているのか。説明すると長くなると思いますので、簡潔にお願いします。

◎防災課長(一戸 拓利) 避難所開設運営マニュアルでございますけれども、現在、見直ししている最中で、それこそ避難所に当たっている部と避難所になる小中学校と協議を進めながら、令和7年度の本当に早い段階をめどに完成させたいと思っております。

◎28番(田中 元委員) 改定もしていくということはよく分かりますけれども、これは、しょっちゅう変えると、これまた混乱を起こしますので、この辺は十分気をつけてやっていただきたいなと思います。

私はちょっと思いがあるのは、忘れもしない、昭和50年旧岩木町時代に百沢土石流災害が起きまして、一瞬にして22名の命が奪われたと。多分、今でも県のワースト記録かと思うのですが、それと一緒に多くの住宅が流されて崩壊したということになってしまったわけでありまして。そこで、町として、すぐに町営住宅を建設したというような経緯もありました。

よって、今言ったように多くの住宅の被害が発

生したということになった場合、例えば市営住宅に空きがあるかどうかということも一つですけれども、仮設住宅を建設しなければならないというような事態になった場合、その土地と準備等は既に想定されているものかどうか、お聞きしたいと思っております。

◎防災課長(一戸 拓利) 仮設住宅の建設場所ということになりますけれども、二次被害の発生のおそれがない場所とか、交通の便というところを勘案して、あらかじめ建設予定地というのは想定・選定しているところであります。

弘前市でいえば、豊田小学校、桔梗野小学校、あとは岩木小学校、相馬小学校のグラウンド、あともう一つは運動公園の多目的広場、この五つを選定しておりまして、仮設住宅が必要ということになりますと、まず、市は入居要望調査を行いまして、その結果を県に報告しまして、県が建設するという流れになっております。

◎28番(田中 元委員) 私は、まだ避難所を利用したことはありませんので、いいとも悪いとも言いようがありませんけれども、私は行かなくてもいいことを願っております。

まだまだいろいろあるのですけれども、あまり長くなると問題ですので、この辺にしたいと思えます。

市民の皆さんのために、今後とも一生懸命頑張ってくださいことを期待して、終わりたいと思えます。

◎委員長(佐藤 哲委員) ほかに奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 総合防災訓練、9款1項4目であります。関係機関や地域、市民と連携した実践的・効果的な防災訓練を実施するための予算として33万9000円が盛られておりますが、随分減額されたのかなど。去年は、たしか二百何ぼでしたかね。小規模にやられるのか、もしくははやらないのか。

近年、これほど火事や地震、津波、また道路に穴が開くなどと言われている中、小規模にするのであれば、それもどうなのかと思いますし、何か大きな理由があってやらないというのも説明がつかないと思うのですが、その辺、御説明を求めます。

◎防災課長補佐（堤 健介） 総合防災訓練の予算のことについてですが、令和6年度は、青森県の総合防災訓練を当市で12年ぶりということで開催して、その分、規模が大きかったということもあって、さらに、今年度の予算編成段階で、県と市とではどのくらいの規模で、実際にどのくらいの経費がかかるかというのが確定していない状態で去年はこの金額を見積もったものです。

令和7年度に関しては、令和5年度までの防災訓練、市の防災訓練ということになりますので、予算規模は令和5年度とほぼ同額となっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって9款消防費に対する質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

〔午後 2時40分 休憩〕

〔午後 3時10分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、10款教育費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎教育部長（成田 正彦） 10款教育費の予算について御説明申し上げます。

147ページをお開き願います。

1項教育総務費1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬、旅費等でありまして、650万2000円となっております。

147ページから148ページの2目事務局費は4億3951万6000円となっております。

主な内容といたしましては、20節貸付金は1195万2000円で、奨学貸付金を計上したものであります。

148ページから149ページの3目教育指導費は2億4084万円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は436万2000円で、中学生国際交流学習事業業務委託料などを計上したものであります。

150ページの4目教育センター費は2億4084万5000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2973万9000円で、学校ICT活用支援等業務委託料を計上したものであります。

151ページから153ページの2項小学校費1目学校管理費は13億2691万8000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は5億5900万6000円で、各小学校の警備業務をはじめとする施設管理等業務委託料などを、13節材料及

び賃借料は1億2861万2000円で、校務用コンピュータ等借上料などを計上したものであります。

153ページの2目教育振興費は7291万7000円となっております。

主な内容といたしましては、19節扶助費は4837万3000円で、要保護・準要準用保護児童などに対する就学援助費を計上したものであります。

同じく、153ページの3目学校建設費は9206万4000円となっております。

主な内容といたしましては、14節工事請負費は5978万4000円で、青柳小学校屋根改修工事などを計上したものであります。

154ページから155ページの3項中学校費1目学校管理費は6億7872万3000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2億5861万2000円で、各中学校の警備業務をはじめとする施設管理等業務委託料などを、13節使用料及び賃借料は6754万6000円で、校務用コンピュータ等借上料などを計上したものであります。

155ページの2目教育振興費は5300万9000円となっております。

主な内容といたしましては、19節扶助費は3730万7000円で、要保護・準要保護生徒などに対する就学援助費を計上したものであります。

155ページから156ページの3目学校建設費は2億2742万3000円となっております。

主な内容といたしましては、14節工事請負費は2億1785万3000円で、津軽中学校屋根改修工事などを計上したものであります。

156ページから158ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は2億6293万8000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は8108万2000円で、教育センター等指定管理料のほか、各社会教育施設、文化施設の維持管理に係る委託

料などを、18節負担金、補助及び交付金は2704万6000円で、弘前市民文化祭共済負担金のほか、各種団体への負担金及び補助金などを計上したものであります。

158ページから161ページの2目文化財保護費は4億6420万3000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は1億6870万8000円で、各文化財施設の警備業務をはじめとする施設管理等業務委託料などを、14節工事請負費は6118万円で、史跡大森勝山遺跡整備工事などを計上したものであります。

161ページから162ページの3目公民館費は3億4815万7000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2452万6000円で、各公民館施設の清掃・警備業務をはじめとする施設管理等業務委託料を計上したものであります。

162ページから163ページの4目図書館費は3億4571万7000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は2億5165万4000円で、図書館の指定管理料などを計上したものであります。

163ページから164ページの5目博物館費は2億1444万3000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は5322万7000円で、博物館並びに高岡の森弘前藩歴史館の清掃・警備などの施設管理等業務委託料のほか、展示資料運搬等業務委託料などを計上したものであります。

164ページの6目文化会館費は1億3523万1000円となっております。

主な内容といたしましては、12節委託料は8962万3000円で、弘前文化センターの指定管理料や施設管理等業務委託料などを計上したものであります。

165ページの7目郷土文学館費は1935万9000円

となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は1918万5000円で、郷土文学館指定管理料を計上したものであります。

同じく、165ページの8目市民会館費は9963万9000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は5993万5000円で、市民会館の指定管理料や施設管理等業務委託料を計上したものであります。

同じく、165ページの9目市民文化交流館費は5803万9000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は5746万5000円で、市民文化交流館等指定管理料を計上したものであります。

165ページから166ページの10目美術館費は1億5848万4000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は1億1206万7000円で、れんが倉庫美術館等指定管理料を計上したものであります。

166ページから169ページの5項保健体育費1目保健体育総務費は4億5609万3000円となっております。

主な内容としたしましては、18節負担金、補助及び交付金は1億7719万4000円で、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会負担金のほか、各種団体への負担金及びスポーツ行事並びに全国大会等への派遣に対する補助金などを計上したものであります。

169ページから170ページの2目体育施設費は9億2996万5000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は5億3048万7000円で、各体育施設の指定管理料やペアリフト整備業務をはじめとする設備の維持管理に係る委託料などを、14節工事請負費は1億8321万7000円で、社会体育施設整備工事などを計上したものであります。

170ページから171ページの3目学校保健費は1億2373万9000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は9290万8000円で学校保健管理等業務委託料などを、18節負担金、補助及び交付金は1260万円で、日本スポーツ振興センター負担金などを計上したものであります。

171ページから172ページの4目学校給食総務費は8億2867万8000円となっております。

主な内容としたしましては、12節委託料は3億5620万円で、東部及び西部学校給食センターの調理等業務や給食配送をはじめとする学校給食関連業務などの委託料を、17節備品購入費は9778万1000円で、食缶洗浄機購入費などを計上したものであります。

172ページの5目学校給食材料費は7億2306万3000円で、給食の賄い材料費を計上したものであります。

以上で、教育費の説明を終わります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本款につきましては、10名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは、10款1項3目学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業についてお伺いいたします。

令和6年第3回定例会一般質問で、全児童生徒に配付されているタブレット端末を利用して、子供たちからのSOSをいち早くキャッチして、悩みや不安に対応してほしいと要望した経緯がありますので、質疑させていただきます。

今回の予算は、令和6年10月から小中学生に1人1台配布されているタブレット端末を利用して、試験的に運用されたアプリを全ての市立小中学校で運用することと認識しておりますが、このアプリの機能についてお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） それではお答えいたします。

本アプリは、児童生徒用の心の健康観察機能と保護者用の連絡機能を搭載しております。児童生徒用の心の健康観察機能につきましては、朝の体調確認の際に、児童生徒が1人1台端末を用いて、体の調子を入力する体の健康観察、心の状態を5段階の顔文字で表現する心の健康観察のほか、教師やスクールカウンセラー等への相談を希望することができるSOSボタンなどの機能を搭載しており、児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげる一助となるものと捉えております。

また、保護者用連絡機能につきましては、保護者がスマートフォン等を用いて、児童生徒の欠席等の連絡ができる欠席連絡機能、学校が保護者等に対してお便りなどを添付して送信できるメッセージ配信機能、学校評価等のアンケートを送信できるアンケート機能などを搭載しており、保護者の利便性向上と教職員の働き方改革につながるものと捉えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

児童生徒から顔文字を利用して、自身の状況を伝えられるというのは、言葉で発するよりもとてもハードルが下がって、教員が児童生徒の不調を発見しやすくなり、とても大きなメリットになると思います。また、苦しいとき、つらいときにSOSボタンを押すことで、迅速に相談できるのも大きな役割になると期待しております。

今回、試験運用したモデル校の教員たちから、利用した感想とか御意見などが届いていたら教えてください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） お答えします。

令和6年度モデル校は19校あったのですが、そちらに対しては2月にアンケートを行って

おります。その結果、保護者用連絡機能につきましては、「朝の欠席等の電話対応の時間が軽減された」「教室からでも保護者からの欠席連絡を確認できる」「メッセージ配信機能により、印刷、帳合、配布の手間が省け、働き方改革につながっている」「紙代や印刷代の節約につながる」「保護者からのアンケートの回答率が向上した」などの感想を頂いております。

児童生徒用心の健康観察機能につきましては、アンケートの段階ではモデル導入校の約半数の利用にとどまっていたのですが、「子供たちの状態を全ての教職員が把握できる」「子供たちが今までより体調の不良を正直に伝えやすくなった」「心の状態を把握することで、子供たちへの声かけがしやすくなった」「自由記述欄に悩みを入力する生徒もいて、早期に対応できた例もあった」などの感想を頂いております。

一方で、「アプリの機能の必要性や有用性をまだ実感できていない」という声も含め、機能性及び操作性に対する要望など、校種または学校規模等によっても様々な角度からの意見・感想・要望を頂いているところです。

教育委員会といたしましては、これらのアンケート結果を参考に、引き続き本アプリの有用性を検証するとともに、各学校が円滑に運用できるよう努めていきたいと思っております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

児童と教員、保護者と教員とのやり取りがスムーズになっただけでなくて、これまでプリントでお知らせしたお便りがデジタルになったことで、紙代・印刷代の軽減に大きく貢献したことが分かりました。

全国的な課題として深刻化している教員不足、当市においても限られた教員の負担軽減につながると思います。

また、欠席連絡、メッセージ配信できるだけでなく、児童生徒の心身状態をチェックする機能も持ち合わせているので、直接訴えることができない児童生徒の声、SOSをいち早くキャッチして、不登校の予防にもつながることができると期待しております。

今後も児童生徒、保護者、教員らの声を参考に、より使いやすいアプリになるよう取組をお願いいたします。

◎15番(石山 敬委員) 10款5項1目、167ページ、小・中学校東北、全国スポーツ大会派遣事業費補助金についてお伺いします。

まず、これまでの実績についてお伺いします。

◎スポーツ振興課長補佐(工藤 隆夫) それでは、過去の3か年の実績についてお答えいたします。

まず、令和3年度は延べ42団体308人に対して160万5250円の支出を行っております。次に、令和4年度は、延べ80団体605人に対して284万3000円を支出してございます。最後に、令和5年度につきましては、延べ86団体484人に対して216万2000円を支出しております。

◎15番(石山 敬委員) この事業については、数年前にも質疑したことがあります。当時は、秋の段階でもう予算がなくなってしまって、冬のスキーなどの東北大会に行く子供たちの補助がなくなったということで、何人かの保護者の方から要望があったということをお伺いしておりますが、前回は足りなくなったと指摘したのですが、今はどうなっているのかお伺いします。

◎スポーツ振興課長補佐(工藤 隆夫) お答えいたします。

例年、予算額については200万円で予算措置しているのですが、予算が仮に不足した場合には、財政部局と相談した上で流用で対応しているところでございます。

◎15番(石山 敬委員) そうすれば、あれ以降、改善されたということで、よかったと思います。

最近、スポーツ少年団への移行とかクラブの広域化によって、弘前市内のクラブとか市外のクラブとかでも、逆に弘前の中にほかの市町村の子が入ったりとか、あるいはほかの市町村の中に弘前の子が入ったりとか、結構そういったケースが増えているのではないかなと思っているのですが、補助金の支出に当たり、その辺は確認しているのか、お伺いいたします。

◎スポーツ振興課長補佐(工藤 隆夫) お答えいたします。

本補助金の対象者につきましては、市民に限定しているところでございますが、申請時点で名簿を出していただくなどして、市民のみを対象にして申請を受け付けておりますので、市外の在住者の方には支出はしてございません。

◎9番(竹浪 敦委員) 私からは、10款1項3目、148から149ページになりますけれども、ここに項目が載っていないですけれども、原子力・エネルギー教育支援事業で、概要の108ページに書いてある内容になります。こちらについて質疑させていただきます。

この内容及び目的について、まずお伺いいたします。

◎学校指導課長(工藤 利彦) それではお答えいたします。

本事業に関しましては、文部科学省が行う原子力・エネルギー教育支援事業交付金を活用し、学校が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施する原子力を含むエネルギー全般や放射線等に関する教育への取組を支援するものであります。

よって、本事業の主宰は文部科学省となりまして、その内容に関しましては、例えば学校の理科の授業の実験器具等の備品の購入等に補助すると

いったものになります。

◎9番(竹浪 敦委員) 文科省でこういう教育をしてくださいということですが、こちら対面の授業とかでやったりすると思うのですが、教える方というのは、学校の先生になるのでしょうか。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 理科の授業で活用する備品というのがまず一つありますので、その際は、もちろんその学校の理科の教諭等が行うということになります。

あと、関連して施設を見学するためのバスの借り上げ料であるとか、あるいは学校に外部講師を呼んで講演をするといったケースが想定されておりますので、そういった際は、授業を教えるというよりも、それぞれの見学、あるいは講師から習うといった形になるかと思えます。

◎9番(竹浪 敦委員) 今、理科の授業ということでしたので、これは中学校ではなく小学校でしょうか。

あと、教えるとすれば、何年生くらいに教えるかをお答えください。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 対象としては、小学校及び中学校に対しての授業の活用を募ったところ、中学校から11校、小学校から1校の申込みがありましたので、中心になるのは中学校であると捉えております。

◎9番(竹浪 敦委員) こちらの予算ですが、昨年はなく、今年からというふうに見ればいいのか、もしくは今年だけなのか。

財源と、今後この計画は続くのかどうか、お答えください。

◎学校指導課長(工藤 利彦) まず財源ですが、予算の全額について、国の原子力・エネルギー教育支援事業交付金を活用して、県が行う青森県エネルギーに関する教育支援授業費補助金を財源としております。これに関しては、市か

らの持ち出しといったところはございません。財源は、以上となります。

事業そのものは、以前から行われているものですが、弘前市として申込みをしたのは今年度が初めてということになります。

なお、今後の予定につきましても、来年度以降も今のところなくするといった連絡は来ておりませんので、今後も継続するものと、こちらでは捉えております。

したがって、こちらからも補助金の申請等をするのも、学校の要望等に応える形で続けていくものと捉えております。

◎9番(竹浪 敦委員) 原子力とエネルギーということ、原子力という言葉に反応する方も多岐にわたると思いますが、この授業というのは、原子力・エネルギー、原子力を推進するといった話になるのでしょうか。この辺の見解をお伺いいたします。

◎学校指導課長(工藤 利彦) 学習指導要領解説総則編というのがございますが、そこでは、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成に向けてとして、放射線の科学的な理解や科学的に探求する態度、電力等の供給における県内外の協力について考察すること、健康の成り立ちについての理解、食品の選択についての理解、情報と情報の関係や情報の信頼性の確かめ方などの内容の充実を図っており、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を育成することとしております。

したがって、原子力に偏ったものであるとか、そちらのほうに推進する、推奨するというのではなくて、教育委員会といたしましては、本事業の実施を通して、水力、火力、原子力、太陽光等を含むエネルギー全般に関する正しい理解が児童生徒に促されるものと捉えており、原子力や放射線だけに偏った指導にはならないものと考えてお

ります。

◎9番（竹浪 敦委員） 先ほど、いろいろな内容の点で見学に行ったり、何したりというところもあるのですが、内訳の概要を見ると、備品購入費が一番予算が多く偏っていますけれども、先ほど、道具を買ったりというものもあるのですが、備品購入費の内訳を教えてくださいと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 備品購入の部分の内訳でございますが、実験器具、実験材料の整備分としてしまして、具体的には、教育用環境放射線測定器、放射線の性質実験器、LED球・白熱球比較実験器、簡易型火力発電実験器、燃料電池実験キットといったものが複数の学校から上げられているものとなっております。

特に、これらエネルギー教育に係る実験器具は、単価が高いものが一般的でして、一例として教育用環境放射線測定器は1台15万1800円ということになっております。また、放射線の性質実験器が12万9800円、簡易型火力発電実験器は5万5770円となっております。

そういった単価が高いものを、実験器具によっては班に1台とか使えるような形で複数台準備したいという学校の希望もありますので、単価掛ける必要な分ということで、1校8台とかという申請になると、実験器具、実験材料の購入として、予算の約90%がそちらの希望として上げられているといった数字になっております。

◎9番（竹浪 敦委員） その備品を聞いただけで割とわくわくするような内容がありますけれども、私自身は、原子力推進でも反対でもなく、ただ、原子力もしくはエネルギー、最近の再エネ賦課金とかで随分電気料が上がっているというのもあるので、これからの世代を生きる子供たちにとっては、エネルギーとか原子力といった部分に関しては、ぜひ正しい知識を教えてくださいと思

ます。

当然、原子力は危険なものとして認識されることも多いですけども、それだけに、どうすればそういう危険を防げるかというところに力を置いてほしいと思います。

先ほど、食品というものも出たのですが、例えば遺伝子組換え食品といった部分で、これもいろいろな声が上がってきますけれども、私も最近物理学を学んだ中で、放射線もアルファ線、ベータ線、ガンマ線、それぞれの性質というものを理解しないまま、いろいろこれが危険とかという声も上がります。当然、レントゲンもそうです。そういった放射線の知識というものをしっかり教えてほしいと思います。

最後に、どうしても原子力という単語が出た時点で、反原発という声が上がると思います。原子力・エネルギー教育という中で、反対という声は出ているのか、もしくは出た場合に、当然教育として教えるので、どのような回答をするのか、教育委員会としての見解をお願いいたします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、現段階で、反対するといった意見は届いておりません。また、今後そのような意見等が届いた場合には、今御説明させていただいたように、原子力に偏ったものではないということであるとか、学習指導要領に求められている現代の課題を解決するための補助金であるといったところを丁寧に説明してまいりたいと考えております。

◎9番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。

最近、本当に電気代が高くて、私もいらいらしておりますので、何とか子供たちに正しいエネルギーの仕組みというものを教えていただけるようお願いして、この質疑は終わります。

次に、10款2項1目、151ページになります。統合型校務支援システム構築業務委託料、概要が

110ページになります。こちらについて質疑させていただきます。

まず、概要なのですが、さきの一般質問において、外崎議員から大体概要の質問がありましたので、この辺はちょっと省略させていただいて、統合型校務支援システムを利用した場合の効果について、今後こういうことが期待されるということについてお伺いいたします。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 統合型校務支援システムの効果について答弁いたします。

統合型校務支援システムは、様々な校務と呼ばれる機能を統合していることから、同じデータをそれぞれの校務支援システムの中に入れることなく、一度入れることで済むようになりますので、転記ミスを防ぐ、入力時間が短縮されるということで教職員の作業的負担が減る、また精神的な負担も減るといったところが図られるということが一つの効果として挙げられます。

あと、児童生徒の様々な情報が一元化されてくるので、全教職員が児童生徒の情報をきめ細かに把握することができるようになりますので、教職員の間で情報連携することができ、児童生徒の変化により早く気づくことができるようになることも一つの効果として挙げられます。

さらには、学習記録であったり、学習の成果、成績などを分析することができますので、児童生徒やクラスのきめ細かなフォローが可能となっていきます。それによって学校運営全体の改善が図られるという効果が挙げられております。

◎9番（竹浪 敦委員） 今、教員不足と言われる中で、こういった事務作業といった部分を省略できて先生の作業が軽減されるということは非常に望ましいところですので、どうかこのシステムをせっかく導入するのであれば無駄にすることなく、かかった予算を執行するに当たって、お値段以上の効果が得られるように、どうかうまく活用

してもらえるようお願いして、私の質疑を終わります。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、10款1項4目12節、150ページの委託料、ICT活用教育推進事業についてお伺いいたします。

まずは、この概要についてお知らせいただければと思います。

◎学校整備課長（高山 知己） ICT活用教育推進事業の委託料の概要でございます。

GIGAスクール構想によって整備してまいりました1人1台端末を活用していくために、ITの専門的な知識を持っているICT支援員を市立小中学校全校に派遣いたしまして、教師が行うICTを活用した授業の支援、あるいは教員に対する研修の支援、環境の整備等、障害対応など様々な支援を行って、IT能力を向上させていくという目的で実施しているものでございます。

◎14番（畑山 聡委員） 今説明がございましたけれども、文部科学省がGIGAスクール構想の下に、誰一人取り残すことのない学びを実現すると。確かに、これがうまく機能すれば、これは実現できるのではないかというのが私の感想でございます。

ただ、学校により、あるいはクラスによって、要するに学校の先生のICTの技術が先生によって随分違いがあると。そのためにこういう事業を委託して、学校現場にICTの技術を指導する方を派遣するのだと思います。

できれば、率直なところを言えば、もっと予算が多ければいいかなと。1か月に1回か2回しか来てもらえないという学校現場のお話を聞いて、先生によっては、もうばんばんばんやれる先生もいらっしゃるし、お手上げで全く使えない先生もいらっしゃるということで、子供たちは誰一人取り残すことのない学びができる可能性があったにもかかわらず、先生方が誰一人取り残すこと

のない学びができないでいる状態は、何とか早期に解決していくべきだろうと。

そのためには、どうしても予算が必要なわけです。先生方に一生懸命やっていただければと願うしか方法がないわけですが、教育委員会も大変だと思いますが、これは大変いいものだと思いますので、予算を多くして、よく分からない先生方のために派遣を多くしていただければというお願いして、これは終わりたいと思います。

次に、10款2項1目12節、これは小学校と中学校にあるのですが、151ページと154ページにまともありますが、今の話とまた同じ話になりますが、教育用コンピュータ配備等業務についての概要をお知らせください。

◎**学校整備課長（高山 知己）** 児童生徒の1人1台タブレットの端末の整備ですけれども、当市では令和元年度と令和2年度において、約1万1000台の整備を完了したところでございますが、配備してから5年経過していることから、国の補助金を活用いたしまして、更新配備を段階的に進めていこうとするものでございます。

更新については、令和6年度に一部更新しておりますけれども、令和7年度、令和8年度で更新を完了する予定としております。

令和6年度においては1,782台更新を行いました、令和7年度に予算要望をさせていただいているのが4,195台を更新配備しようとするものでございます。

なお、この4,195台には、故障等に対応するために予備機というものも若干含まれた数となっております。

◎**14番（畑山 聡委員）** 今、子供たちが持っているタブレットの全てが、5年ほど経過したので更新すると、国の政策でもございますけれども、私もタブレットを持っていますけれども、結構重いのですよ。ある学校では、子供たちに1週

間に一度、家に持って帰らせて、宿題の代わりにさせていると。宿題をやったかどうかは、先生は全部把握できることになっていきますので、自分のタブレットのところで集計できることになっていきますので、先生方も宿題の採点とかの手間暇も済むわけですが、小学校の子供たちがすごい荷物を持って歩いているのを見て、なかなか大変だなと。しかも、聞くところによると、今までスマホで家庭とのやり取りをしていたのが、タブレットに移行するという話も聞いていますが、できるだけ軽いものを選んでいただきたいと。

何か、もう選定してあるのでしょうか。

◎**学校整備課長（高山 知己）** 次期の機種ということになりますけれども、今年度においても、各学校から、低学年の児童が持っていきやすいようになるべく軽いものということで要望をいただいております。選定する際には、なるべく1グラムでも軽いものということで選んでおります。

令和7年度においては、県の共同調達というのが予定されております、当市としても県に対して持って帰りやすいものということで要望しているところでございますので、なるべく子供たちが使いやすい、あるいは持って帰りやすいものを選んでいきたいと思っております。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 次に、日本共産党。

◎**1番（須藤 江利加委員）** 私からは10款4項2目、概要のほうでいきますと114ページに当たります大森勝山遺跡公開活用事業についてお伺いしたいと思います。

この間、一般質問とかで多々質問を何度もさせていただいているところではありますけれども、昨年伺ったときに、休息便益施設であったり、ガイダンス施設は今後工事が進んで、令和8年度くらいには完成するかなという話で伺っていたのですが、最近の状況、令和7年度にどのようなことをするのか、簡単で結構ですので、概要をお知ら

せいできたいと思えます。

◎文化財課長（石岡 博之） 施設の進捗状況と
いうこととございます。

まず、今回の整備に關しましては、ガイダンス施設と裾野地区の体育文化交流センターの展示エリアを改修しているものとございます。それと、遺跡の近くに造るトイレ等を含む便益施設の大きな二つの柱とございます。

ガイダンス施設に關しましては、附帯工事に關しまして、現在7割方の進捗状況で、今年6月28日までの工期となっております。

それと並行して、展示業務の委託とございますけれども、これは現在進めておまして、令和7年度末までの完成を見込んで、令和8年度に供用開始する予定となっております。

休息便益施設に關しましては、遺跡のそばに設置することになっておりますけれども、先般12月補正で議決いただいて、国の補正も2月に確定いたしましたので、現在、年度内の執行は無理とございますから、繰越し作業を行って4月早々に契約等の業務に着手して、これも年度内の完成を見込んでおります。

両方とも、来年度の令和8年度早々に供用開始したいと思っておりますが、例年雪深いところとございますので、遺跡はゴールデンウィーク前後になりますので、便益施設については遺跡のオープンとともに、ガイダンス施設に關しましては、それよりもできるだけ早い時点でオープンさせたいと思っております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

着々と進んでいるようなのですが、その工事が実際ずっと行われていくということの中で、夏には、毎年、じょうもん祭りが開かれていますけれども、令和7年度、令和8年度、どちらと申すか、今年だけでも構いませんが、祭り

自体はどのような扱いになるのか、教えていただきたいと思えます。

◎文化財課長（石岡 博之） 祭り等のイベントに關しましては、史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議、これは地元の町会と小中学校長、民間、行政が関わって、どういふことをするかと申すのを毎年考えているところとございます。

例年7月末から8月の頭に行われるじょうもん祭りに關しましても、遺跡の観覧はできるのですが、工事が途中でございましてから車両等の進入等がなかなか難しくなっておりますので、令和7年度に限って場所を移動し、現在の想定とございましてけれども、ヒロロで行って、ガイダンス施設等はこんなふうになるよとか、縄文の魅力等を発信して、なかなか遺跡に来てもらえない方に対してPRし、そこでお祭りを開けたらと申すことを考えております。

詳細に關しましては、来週また会議を開いて方向性が決定することになっておりますので、ただ、場所に関しましては、大森勝山遺跡ではなくて、まちなかに移動してやりたいと考えております。

◎1番（須藤 江利加委員） まちなかで広く皆さんに、今回の大森勝山遺跡のことをアピール、PRするのがすごくいいことだ申すのは伺ったのですが、実際、毎年小中学校の学生たちが遺跡に行き、自分たちで木のマスコットと申すか可愛いものを作ったりとか、小学生でいけば、あそこでよさこいと申すのを踊るのですよね。そういうものがあるものから、ヒロロにその子供たちを呼んで、それをやるという意味合いでいいのでしょうか。

◎文化財課長（石岡 博之） 実は、裾野中学校のほうで自主的にこういうことをやりたいとか、やってはどうかと申す学生たちからの御提案もいただいております。スペースの問題もございまして

けれども、現在、ヒロロのスペースでよさこいが踊れるかどうか検討しているさなかでございます。

最初から、そこでやらないということではございません。ただ、場所の問題とか移動の問題がありますので、先ほど申しましたとおり、来週もまた会議を開きますので、その中で具体的に詰めていきたいと思っております。

また、そういうグッズの販布につきましては、中学生たちが自分で考えて作っているものがございますから、場所を変えても継続してまいりたいと考えております。

◎1番(須藤 江利加委員) 子供たちの意見をしっかり酌んで、場所の確認とか、どこでやるのかということも決まるということなので、そこはそういうふうが決まるのであれば問題ないのです。私としては、地元の皆さんも町会の皆さんも参加するものだったので、例えば中学校とか小学校の体育館で何かできないものかなと思っていましたから、とにかく、まずは子供たちと地元の方の意見をしっかり酌んでいただくようにやっていただきたいと思っております。

あともう1点、ちょっと気になっていたのが、この間こうやって休息便益施設とかガイダンス施設がたくさん造られて、いろいろと動きがある中だったので、私としては、聞いたときから心躍っていたのですが、ホームページとかを見ても、大森勝山遺跡で検索していても、この間の計画とかスケジュールもあまり見えてこなかったですし、形式立っているようなホームページになっているなと思っていたのですが、今後そういった夏のイベントであったり大森勝山遺跡の情報配信というのは、ホームページで何か動きを持たせる予定はあるのでしょうか。

◎文化財課長(石岡 博之) 情報発信に関しましては、冬場の冬至ツアー、岩木山頂に沈む夕日

を見るというツアーで、SNS等で発信していただくということをやっているのですが、まだまだちょっと拡散が足りないような感じになっております。

ホームページに関しましても、今、計画は具体に進んでいて、展示に関しましても、今やっと着手し始めたような状況でございますので、もうちょっと具体化すれば、イメージ図も含めてよりPRして、また7月末に開かれるであろうヒロロでのじょうもん祭に関しましても、こういうイメージであるということPRした上で、令和8年度に来ていただくような方向で考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

◎1番(須藤 江利加委員) 今お話しいただいた中身がしっかりと進むように、ぜひやっていただきたいと思っております。

あともう1点だけ、すごく気になっているのが、近い話なので、少し趣旨がずれたらすみません。

弘前市十腰内遺跡というものが弘前にはありまして、大森勝山遺跡に近い方向に当たりますけれども、これは、私この間すごく大きくずっと言ってきたのですが、イノシシの土偶が発掘されているということは、非常に大きなものだと思うのです。ガイダンス施設にも、たしかレプリカが存在しますし、私、実は地元で、長年いたにもかかわらず、この施設にこういったすごいものがあるということ自体、大人になって二十歳を過ぎてから知りました。それくらい知らない人が多過ぎるなという印象であります。

あとは、せっかく「いのっち」という名前も、たしか市民に公募して名前がつけられて、見た目もかわいいですし、そういったものがいろいろ活用されるのかなと思いきや、全く、ガイダンス施設にただあるだけで、祭りがあるときだけは、いのっちがポスターに載るのですよね。

なので、この部分についても、もうちょっと活用の幅を広げて、同じ方向にあることすら分からない状況だともったいないと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎文化財課長（石岡 博之） イノシシ型土製品、通称「いのっち」のレプリカでございますけれども、現在、要望があって京都タワーのほうに3月いっぱい展示されております。そういうふうに貸出しの要望があったときには、そういう貸出しも進めております。

また、令和8年度に供用開始するガイダンス施設の中におきましても、大森勝山遺跡だけではなくて、岩木山麓の縄文遺跡に特化したブースも用意して、そこで地元の遺跡、いのっちも含めた遺跡物に関する紹介するコーナーを設けておりますので、そこを見ていただければ、より一層理解を深めて興味を持っていただけるのではないかと考えております。

というわけですので、今後ともますます活用してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎1番（須藤 江利加委員） すみません、ありがとうございます。

最後に、意見要望を、ほぼほぼ言ってきたのでいいのですけれども、「いのっち」と言いますが、リアルに、精巧に作られたものが、ほかに例を見ないような大変貴重なものだということは何を検索しても出てきますので、そういった部分も大森勝山遺跡をPRする上では非常に大きく使っていただきたいと思っております。

あとは、ガイダンス施設は工事しているさなかで、あまりアピールしても、人があまり来られたりとか、車が入っていけないという状況もあったりするかもしれないのですけれども、やはりアピールするのは早いにこしたことはないと思うのです。今のうちから、こんなに盛大にやっている

というのをもっと地元の人にも知ってほしいですし、地元以外の方々にも大きく知っていただいて、スタートするときには、たくさんの方が訪れるような場所にしたいと考えていますので、ぜひ、その部分はしっかり押さえて対応していただければと思います。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、10款2項と3項の1目12節、151、154ページの委託料、統合型校務支援システム構築業務委託料についてです。とりわけ個人情報保護という点に関わって質疑していきたいと思っております。

今回のシステムで扱う個人情報とはどのようなものなのか、答弁をお願いします。

◎学校整備課長補佐（安田 広記） 統合型校務支援システムで取り扱う情報のデータについてお答えいたします。

主なデータといたしまして、まず、児童生徒の個人の情報として、氏名や学年、クラス、住所などの基本的な情報のほか、転入・転出だったり、卒業、進学先、出席・欠席などの状況、健康診断結果、テスト結果やその評価などが挙げられます。

また、ほかに保護者の情報といたしまして、氏名や住所、連絡先などを個人情報として想定しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 児童生徒の情報ということで見ると、健康診断の結果、テスト結果や評価、多分通信簿だと思うのですけれども、とにかく極めて高度な児童生徒の個人情報が取り扱われるということになるのではないかと思うわけです。

それで、私、令和4年第1回定例会のときに、児童生徒の個人情報の取扱いについて質問したことがあります。教育委員会の答弁では、「個人情報等が含まれる文書等は、各学校において特に注意を払って管理しており、期間が終了したものは、

保存スペースの確保及び情報漏えい等のリスクを排除するため廃棄」しているという答弁でした。

ですので、ここにおられる皆さんの成績などは全部廃棄されているのではないかと思います。安心してください。

ですけれども、これだけ重要な個人情報がシステムの中で蓄積されるということですので、個人情報に含まれるセキュリティー対策はどうなっているのか、答弁をお願いします。

◎学校整備課長補佐(安田 広記) 個人情報が含まれるセキュリティー対策ということでお答えいたします。

国は、令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を示しております。その中で、クラウド型の校務支援システム整備に伴って、端末やネットワーク等には強固なアクセス制御に基づくセキュリティー対策が施されていること。また、そのほかには、令和6年1月に改定しております教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを踏まえたセキュリティー対策を講じることとしております。

教育委員会といたしましては、安全でかつ効率的な学校運営を実現するためにも、国の整備方針に基づいて適切に対応していきたいと考えております。

◎17番(千葉 浩規委員) 国の方針に基づいて適切にと。この国の方針というのが、本当に今非常に心配なわけです。文科省ならまだ信頼しているのですけれども、デジタル庁になると、ちょっと心配だなということです。

これまでの答弁だと、結局、児童生徒の個人情報は学校ごとに管理されていて、教育委員会やほかの学校の先生がアクセスするということではできなくて、学校内の情報は学校内で校長先生がきちんと管理するといったことではなかったのかなと思うのですが、このやり方というのは、今回シス

テムが変わっても変わりがないということでしょうか。

◎学校整備課長補佐(安田 広記) 委員の御発言のとおり、学校ごとに個人情報を管理することになりますので、ほかの学校の情報を見ることもできませんし、教育委員会の職員がそれぞれの学校の情報を見ることもできないような仕組みになっております。

◎17番(千葉 浩規委員) ぜひ、その方針で、国が何と言っても頑張っていたきたいと思うわけです。

ただ一つ心配なのは、クラウドに全部蓄積されるということなので、クラウドのデータセンターが万が一にも地震で崩れたりとか水没したり、不正にアクセスされたとか、海外に情報が流出するということがあっては、本当に心配ですけれども、データセンター、クラウドというのはどのようなことを想定しているのか、答弁をお願いします。

◎学校整備課長補佐(安田 広記) 統合型校務支援システムの構築には、クラウド基盤を含めるということを想定しておりますので、現段階で確定したものではございませんけれども、クラウドサービスを提供するための機器等を設置するようなデータセンターにつきましては、セキュリティーに関わる公的認証の取得であったり、データセンターが入る建物についても耐震性能を備えた日本国内にあること、バックアップセンターも恐らく必要になってくるかと思っておりますけれども、バックアップセンターにつきましても、近場ではなく、全く違う国内であることという条件をつけることを検討していきたいと思っております。

◎17番(千葉 浩規委員) 国内にデータセンターを設けるといのは本当に必要なのですが、私は、やはり国産でお願いをしたいと思っております。

もう一つ、10款5項1目の新体力テスト集計分

析システム使用料についてです。

システムの使用料の単価と保護者の負担、財源について答弁をお願いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） お答えいたします。

本システムの財源に関しては、一般財源となっております。今後、活用できる国または県の補助金等があれば検討していきたいというふうにも考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） この間、様々なシステムとかAIドリルとかアプリとか、小・中学生が使用するものですが、1回目は無料だったのですけれども、2回目になると有料というのが結構多いような気がするのですけれども、今後この使用料が保護者負担になるなどということはないでしょうか、答弁をお願いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 保護者負担になるという予定はございません。

◎4番（三浦 行委員） 10款1項3目、概要の107ページ、学校・児童生徒・家庭をつなぐ支援事業について質疑します。

当市小中学校で、児童生徒向けの健康観察アプリを進めるとのことです。心身の体調報告、SOSボタンで相談もしやすい環境になり、お便りや欠席連絡もできて、デジタル化で先生の負担軽減も図られると、よい点が多いとは思いますが。

このシステムは、どういう会社のアプリなのかお伺いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 本アプリを運営する会社につきましては、株式会社リーバーというところであります。本社は、茨城県つくば市にある会社となります。

◎4番（三浦 行委員） この会社との契約は、当市の教育委員会とリーバー社なのか。リーバー社が児童生徒の個人情報を知り得ることにはならないのか。

児童生徒の個人情報がビッグデータとして企業に使い勝手のよいように使われてしまいかねないと危惧する声がありました。市の見解はどうでしょうか。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、この会社との契約に関しまして、当市と株式会社リーバーが利用契約を締結するものとなっております。

また、個人情報の管理につきましてですが、株式会社リーバー、以下これをリーバー社と申すけれども、リーバー社は、プライバシーマークの取得や個人情報保護方針の策定などを行っており、個人情報の適切な管理を行う能力を有している事業者であると認識しております。

また、リーバー社において、個人情報の管理は同社が契約するセキュリティーの高いサーバー上で一元的に行われており、児童生徒、保護者、教職員等のユーザーが、個人の端末上から入力したデータに関しては、全て暗号化されてサーバーに送信・保存されるなど、万全な体制を築いていることを確認しております。

個人情報のコントロールの部分に関してですけれども、当市とリーバー社との契約において個人情報の取得及び管理については、教育委員会及び学校が責任を持って行うものであり、教育委員会または学校は、必要に応じて管理画面上で個人情報の登録の確認、削除や変更が可能であることを確認しております。

また、契約の際には、個人情報を安全安心に取り扱うよう必要な措置を講じていくこととしております。

◎4番（三浦 行委員） 本当に個人情報には、市が責任を持って運用するよう求めます。

次に、このシステムは有料で、保護者の負担も少しあるとお聞きしましたが、1人頭幾らなのか、また、どんな集め方をするのか、お伺いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 利用料につきましては、児童生徒1人当たり、月額22円、年額264円であります。利用料は、市と保護者が2分の1ずつ負担し、保護者には児童生徒1人当たり年額132円の御負担をいただくこととして予定しております。また、教職員分の利用料は、全額市が負担することを予定しております。

なお、保護者からの集金方法につきましては、アプリの保護者負担金は、市の歳入として取り扱われることとなります。各学校において集金し、市に納入していただく予定としております。

◎4番（三浦 行委員） 保護者負担を少なくするということも要望して、次の質疑に移ります。

10款1項3目、原子力・エネルギー教育支援事業についてです。

予算がついた経緯をお伺いします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 事業を実施するに至った経緯でございますが、東日本大震災後にエネルギーへの関心が高まり、資源エネルギー庁が定めるエネルギー基本計画においても、エネルギーに対する関心を醸成し、国民の理解を深めるには、学校教育の現場でエネルギーに関する基礎的な知識を学習する機会を設けることも重要であると示されております。

また、学習指導要領解説総則編では、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた資質・能力を育成する必要性が示され、そのための教育内容として、環境に関する教育や放射線に関する教育等が掲げられました。

さらに、弘前市の主要事業であるSDGs未来都市ひろさきの実現に向けては、SDGsの目標達成や住み続けられるまちの実現のために、児童生徒も市民の一人としてエネルギー利用等について考え、行動することが必要であります。

そのためには、教科書で学ぶほかに自分たちで観測・測定を行ったり、関連施設を見学したりす

ることを通して、エネルギー全般について広く体験的に学ぶことが重要であり、各学校においてもそれに対応して指導を進めているところであります。

しかし、近年の物価高騰が実験器具の購入やバスの借り上げにも影響しており、学校配分予算等を用いるだけでは、学習機会の確保に困難を来す傾向にあります。同時に、一部の学校からは文部科学省が行う原子力・エネルギー教育支援事業交付金の活用についての問合せもございました。

そこで、エネルギー教育全般に係る備品購入等については、国の原子力・エネルギー教育支援事業交付金を活用し、今回の各学校の支援につなげるといったことにしたものであります。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

エネルギーは、方法がいろいろあると思うのですが、例えば津軽ダムの水力とか太陽光とか、放射能についても科学的に勉強することが大事です。原子力についても、いろいろな考え方がありますので、多方面から考え、勉強する機会にしたいと要望して、次の質疑に移ります。

次は、10款5項5目、学校給食材料費について質疑いたします。

給食材料費は増額していますが、物価高騰分も入っているのか、お伺いします。

◎学務健康課保健給食係長（境 麻紀） 令和7年度の学校給食材料費についてですが、物価高騰分を含んだ1食当たりの学校給食材料費の単価で算定しております。

算定の単価につきましては、令和6年度の7月2日から物価高騰分を見込んで増額した額と同額の小学校が320円、中学校が360円で算定しております。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

また、財源のその他の部分 2 億5320万円の内訳をお伺いします。

◎学務健康課保健給食係長（境 麻紀） その他の内訳については、市立小中学校の教職員の方々や当市が学校給食を受託している西目屋村、第一養護学校などから頂く給食事業収入約 2 億500万円、あと、市の子ども未来基金として約4700万円を見込んでおります。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

給食が無償になって、あとは材料の質、おいしさが続けて求められます。市の負担もまだありますので、県の交付金の増額をさらに求めていくことを要望いたします。

もう一つ、県の交付金は増えそうですかというのを伺います。

◎学務健康課保健給食係長（境 麻紀） 先日、県から令和7年度の予算案が発表されたのですが、一応交付金の上限額も増加になる見込みであります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来。

◎2番（工藤 裕介委員） よろしく願いいたします。私からは、10款3項1目、予算書154ページの第二中学校スクールバス等運行業務委託料について質疑させていただきます。

まず、この事業が始まった経緯と、現在のバスの定員、そして利用生徒の状況を教えてください。

◎学務健康課長補佐（古川 五月） 第二中学校のスクールバスにつきましては、昭和42年に第二中学校と旧藤代中学校が統合したことに伴いまして、三省小学校を卒業する児童の進学先が第二中学校となりました。自転車通学ができない期間の生徒の通学を支援するために、4月と11月から3月の冬期間に運行しております。

対象の学年は、4月は自転車通学が許可されていない三省小学校区の1年生のみ、11月から3月は全学年となっております。

続きまして、スクールバスの種類、定員、利用状況になりますが、スクールバスの種類につきましては、4月はジャンボタクシー、11月から3月は小型バス1台で運行しております。

対象人数につきましては、令和6年度は1年生7名、2年生4名、3年生7名の計18名となっております。

そして、利用状況になりますが、登校時乗車率になりますが、4月は98%、11月は68.9%、12月は59.7%、1月は68.4%、2月は63.9%となっております。

下校時につきましては、4月は62.2%、11月は68.9%、12月は54.2%、1月は59.4%、2月は56.2%となっております。

◎2番（工藤 裕介委員） 私が聞いたところによると、このスクールバスは三省小学校区の生徒しか絶対に乗せないと。ほかの生徒が1人、2人乗りたいとお願いしても、絶対に乗せないといいことを聞いています。

私が聞いた方がそう言っているのですが、実際現場ではどうなっているかちょっと難しいところではあるのですが、同じ二中生で、二中というのは学区がとても広い学校だと思っておりますし、木村委員も先ほどの款項目で、小学校の頃、バスで通っていたと。一中学区も非常に広いのですが、私が相談を頂いたのは藤内町とか船水の辺りで、大分遠いほうの致遠小学校で、夏の時期は自転車通学が許されている、要は遠い地区なのですけれども。

そこを大体測ってみると3.5キロメートルですね。中学校から藤内町で3.5キロメートルといった距離になっているのですが、実際、相談を頂いた藤内町の方の家まで、私の家からも大体

3.5メートルキロから3.6キロメートルだったので歩いてみたのですけれども、帰りは家族に迎えを頼むほど結構つらかったのですよ。やはり冬だと時間も40分くらいかかりましたかね。

分かりづらいのですけれども、市役所から3.5キロメートルとなると、大体城東方面だと丸亀製麺の手前のステーキ宮とか、あとは実業高校までが大体そのぐらいの距離ということで、どこで線引きするかというのは非常に難しいところではあるのですけれども、もう少し子供たちにも優しく、70%ぐらいの定員であれば、帰りは恐らく乗せやすいと思うのですよ。学校から一括で、あと2か所ぐらいにぼんぼんと降ろせばいいと思うので、それは予算が増えるわけではないので、何とか乗せてあげるすべを考えていただきたいと思うのですけれども。

例えば通学費助成金を出している小学校もあると思うのですけれども、小学校の基準となると、例えば3キロメートル以上とか、大体どのぐらいの距離で出しているものでしょうか。

◎学務健康課長補佐（古川 五月） 市立小中学校に通う児童生徒の遠距離通学の支援策として、国で示している通学距離の目安につきましては、小学校が4キロメートル、中学校が6キロメートルを超える場合に助成金を支給しております。

藤内町や船水は、中学校まで約4キロメートルですので、どちらの支援にも当てはまらないものとなっております。

◎2番（工藤 裕介委員） 6キロメートル以上、6キロメートルというのは相当な距離ですよ。しかも国で決められているのは、それは雪を考えられていないのかなと思いますし、雪の中の私が歩いた3.5キロメートルというのは、子供たちにとっては、私よりも全然、多分歩幅が違うので、本当につらいのではないかなと。

しかも毎日というのは、何とか乗せられる子供

というところで、本当に公平公正というのは難しいところではあるのですけれども、現場においては公平公正が正解とは限らないので、何かよい手段を考えて実行していただければと思います。

これについては、これで終わらせていただきます。

そして、次に、10款5項5目の予算書172ページ、先ほど、三浦委員が同じような質疑をしていたので、ちょっと時間の兼ね合いもあって、これで理解しましたということで。県にも予算を増やしていただくように、そして質の担保というところを改めてもう一度しっかり考えていただいて、よりよい給食をこれからも維持していただければと思います。

続きまして、款項目が少し戻るのですけれども、10款5項2目、予算書169ページ、岩木山総合公園等指定管理料についての質疑をさせていただきます。

先日の3月9日で百沢・相馬スキー場の営業が終了いたしました。観測史上最大の積雪で、営業延長の要望が、私のところにも数件来ておりました。延長しなかった理由、もしくはできなかった理由を教えてください。

◎スポーツ振興課スポーツ振興係長（葛西 弘典） お答えさせていただきます。

岩木山百沢スキー場とそうまロマントピアスキー場の営業につきましては、指定管理者から営業期間を80日とする提案を受け、その提案に基づきまして営業を行っているところでございます。

冬期スタッフとして雇用されている方々のほとんどが農業に従事されている方ということもありまして、スキー場の営業終了後は、りんごの樹木の剪定等、本来業務に従事する必要があるということから、施設運営に要する人員の確保がなかなか難しくなっている状況となっております。

また、営業期間を延長することに伴う経費の増

加なども課題となっております。営業期間を延長することによる利用者の増加は、市民の健康増進にもつながると考えられることから、営業期間延長の可能性につきまして、今後、指定管理者と協議を図ってまいりたいと思います。

◎2番（工藤 裕介委員） これは、最後に要望で終わらせていただきます。

人員を確保できないというのは、その理由がよく分かりました。実は、私も最終日に現場に行きまして、関係者というか従業員の方にもちらっと聞いたところ、本当は今日も家族は畑に入っているのだということも聞いたりして、非常によく分かりました。

ただ、指定管理者との契約の段階で、シーズン中の気象状況とか天候の状況次第では、雇用の期間延長、そして営業期間の変更などがあるということも明記した上で、契約の段階からそういった施策をこれから取っていただきたいと思います。

そして、延長期間のスキー場の投資営業というのは経営に負担がかかるということも答弁から想定されましたので、例えば平日のナイターのみとか、土日のみとか、1週間、2週間の延長にとどまると思うのですが、その中でもそういった臨時的な営業延長を協議していただけるように期待して終わらせていただきます。

◎10番（成田 大介委員） 私から、まず10款1項3目、予算書148ページから149ページ、英語教育推進事業についてお聞きいたします。概要書の107ページです。

まず、来年度予算が200万円程度増額になっておりますけれども、ここの理由を教えてください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 増額分につきまして、令和7年度に任期を終了するALTの人数が今年度よりも多くなる見込みのため、帰国と来

日に係る旅費及び負担金分としての増額分が非常に多くなっているというところであります。

◎10番（成田 大介委員） そして概要書を見ると、イングリッシュキャンプということで項目が入っているのですが、イングリッシュキャンプの開催の回数といますか全体の概要を、また、来年度へ向けての計画などがあればお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、今年度のイングリッシュキャンプにつきましては、9月21日から22日の1泊2日で一度実施しております。

概要としては、市内中学生28名が、岩木青少年スポーツセンターにてALTと共に過ごす英語漬けの生活体験と、ALTが設定したテーマに沿った活動に取り組みました。

令和7年度も、今年度と同様の時期と日程で実施する予定としております。

◎10番（成田 大介委員） 英語漬けということで、館内では日本語をできるだけ使わないようにという形なのでしょうね。

今、小学校課程において、2020年度から英語教育が必修化されてきたかと思うのですが、その後、今まで英語教育推進事業の成果あるいはこれからの展望というものをお聞かせいただければと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 2020年度以降、ALTを16名から18名まで増員し、外国語活動支援員4名と合わせて各学校へ派遣しております。

その成果としては、ALTの増員により、市立小学校3年生以上の全ての学級において週1時間以上の英語の授業を支援できる派遣体制が整えられております。

また、児童生徒が対象となっている授業への参加数が、弘前さくらまつり英語ボランティアは定員40名に対して59名、イングリッシュデーでは定員40名に対して44名と、いずれも定員を超える参

加人数となっており、英語に関わる活動に抵抗感なく参加しようとする児童生徒が想定を上回っていることにつながっているものと捉えております。

なお、参加した児童生徒からは、「英語をたくさん使って話すことができました」あるいは「ALTの先生と実際に話してもっと英語が好きになりました」「もっと英語を勉強して、海外に行きたいという自分の夢を実現したいです」といった感想が寄せられ、英語を学ぶ意欲の醸成につながっていることも、その成果の一つと考えております。

今後の展望といたしましては、現在のALTの人数を継続することで、週1時間の授業支援を引き続き確保したいと考えております。

さらに、ALTが授業以外の学校行事などにも一層参加できる体制を整備することで、子供たちが生きた英語に触れる時間が増えるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。

ALTの先生には、日本に来ていただいて、こうして子供たちに生きた英語を教えていただくというのは大変有意義なことなのかなと。

私もある英語教室をやっている先生と話をしたときも、私は当然英語を話せませんが、今の子供たちというのは、必修化されてから結構それなりに理解はしているのだと。ただ、ヒアリングはできるのだけれども、なかなか口から出すということが、日本人特有なのかなどうか分からないけれども、ちょっと恥ずかしくて、口から出す言葉が出てこないときがあるのではないかなということをおっしゃったので、ALTの先生たちと日常とか、何か行事で皆さんとコミュニケーションを取っていくというのは、きっといいことなのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、10款1項4目フレンドシップ事業、予算書150ページ、概要書109ページでございます。

まず、令和7年度予算は、これもまた増額されているのですが、理由と内容をお聞かせください。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 令和7年度の予算は、今年度と比べて304万7000円の増額となっております。

理由といたしましては、会計年度任用職員である教育指導員6名の人件費が増額したことによるものであります。弘前市教育関係職員の給与等に関する条例が改正されたことに伴い、教育指導員の基本給が増額されております。

そのほかの予算につきましては、今年度と同額としております。

◎10番（成田 大介委員） これは、人数が増員されたというわけではないと。給与改定によってということなのですね。分かりました。

来年度に向けて、今年度からいろいろと取り組んでいることがあるかと思うのですが、来年度に向けての方向性というものをお聞かせください。

◎教育センター所長（成田 頼昭） ここ数年、フレンドシップルームに通室する人数は、近年50名程度で推移をしております。教育指導員が個々に対応できるように、環境づくりをしたり、あるいは行事の精選、見直しなどを図ってきております。

令和7年度につきましては、調理実習を3回、社会体験学習を1回、宿泊体験学習を1回計画しているほか、チャレンジ自然ふれあい体験事業として軽スポーツを2回、農政課の農福学連携促進事業を活用したりご農作業体験を3回計画しております。

また、今年度試行した岩木サテライトデーは、

通室のきっかけをつくったり、そのきっかけを広げたりすることを目的として遠隔地の児童生徒に対する取組とし、中央公民館岩木館を会場に、教育指導員が出向いて体験通室を受け入れるというものでありますが、来年度も試行として実施する計画を立てております。

◎10番（成田 大介委員） 以前、一般質問の中でもそういう話があったかと思うのですが、岩木サテライトデーは、その当時はまだ明確にしっかりと決まっていなかったのかなと思っていたのですが、岩木サテライトデーを試行した成果、あるいは結果というものをお聞かせいただきたいと思っております。

また、来年度に向けての展望等も併せてもお願いいたします。

◎教育センター所長（成田 頼昭） 岩木サテライトデーについてお答えいたします。

今年度は、4月から10月にかけて計画を立てて調整を図り、11月から周知を図って、12月3日、2月10日の2回試行いたしました。

利用状況といたしましては、1回目の12月3日は中学生2名が体験通室として訪れました。2回目の2月10日も2名ですが、そのうち1名は1回目に来た子がもう一度訪れました。

成果の捉えといたしましては、遠隔地に居住する子供に対して通室のきっかけをつくることのできたと捉えております。また、この体験通室から、その後、学習センターのフレンドシップルームへの通室につながったケースもございました。体験通室につながらなかったものの、岩木サテライトデーを保護者に紹介している学校もあると聞いております。

課題としては、今回、年度の後半からの試行だったために周知が広がり切らず、また、学校や保護者との事前の情報交換などに時間的余裕を持てなかったことが上げられております。

令和7年度に向けては、例年、通室人数が増加する時期が6月、10月、年明けの2月が例年増える時期にありますので、この月に3回試行ということで行う予定にしております。

今年度の成果と課題を踏まえて、利用の仕方や利用の時間について、4月の校長会議等で周知を始めていくと考えております。

◎10番（成田 大介委員） サテライトデーは、遠隔地から来たくてもなかなか来づらい子、あるいは来られない子がどうやって通うのかというようなところも話をしてきたかと思うのですが、まずは、この1人、2人というのが多いか・少ないかは別として、それをきっかけに、来年度は周知を徹底する、早めるというようなことをおっしゃっていただきましたので、引き続き遠隔地にいる子供たちを取りこぼさないように、何とか実行していただきたいと思いますと思っております。ありがとうございます。

次、10款5項2目、169ページ、概要の120ページ、社会体育施設整備事業について質疑いたします。

令和7年度の予算額が、前年度より約5000万円増額しております。これは国スボ等々、様々な要因はあるかと思うのですが、各施設の具体的な整備内容、そして予算増加の理由についてお聞かせください。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 成田委員からの御質疑に対してお答えいたします。

社会体育施設整備事業は、社会体育施設1件ごとに工事を計上している事業になりまして、令和7年度は全部で15件の工事を予定してございます。

増加の要因といたしましては、委員がおっしゃった部分も含まれておりまして、令和8年度に本県で開催されます国民スポーツ大会に係る工事の予算を計上したのも含まれるというも

のでございます。

内容、内訳に関しましては、まず、岩木山総合公園はソフトボールの会場となっております。野球場の関係で工事を3件ほど予定してございまして、大きいのが、スコアボードの改修が8173万円を予定してございます。このほか、貴賓室の改修を予定してございます。それ以外の岩木山総合公園でいきますと、高圧受電施設も老朽化しておりますので、更新工事を予定してございます。

それ以外で、岩木山の百沢スキー場の高圧受電施設の更新工事、城北ファミリープールにつきましては、外周のフェンスが老朽化してございますので改修工事を予定しております。

このほか、運動公園の屋外トイレの洋式化でありますとか、温水プール石川、河西の工事等の工事を予定してございます。

◎10番(成田 大介委員) 国スポに向けてということがかなり大きいのかなとも思うのですが、運動公園、岩木山総合公園、百沢スキー場、城北ファミリープールというところを今お聞かせいただきましたけれども、概要書を見ていくと、城北ファミリープール等というような形で付け加えられているのですけれども、このほかの施設について、整備状況というものがありましたら少し教えていただければと思います。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 概要に載っていない施設の工事につきまして説明させていただきます。

まず、河西体育センターが、プールの給水ポンプの取替工事を予定してございます。このほか岩木B&G海洋センターは、機械室のドアが破損しておりますので、こちらの改修工事です。相馬球場もスキー場と同様、高圧受電設備が老朽化してございますので、その関係がありまして高圧機器の更新工事を予定してございます。

あと、体育施設に関しましては、トイレの洋式

化がまだされていない部分もございますので、そちらを予定してございます。

◎10番(成田 大介委員) 一つだけ、洋式化の工事は、市民体育館は入っていますか。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 令和7年度の洋式化の予定に関しまして、今こちらで想定しているのは、運動公園の陸上競技場の脇にある屋外トイレのほか、ファミリープール、温水プール石川と岩木海洋センターの4か所を予定してございますので、委員から質疑のあった市民体育館は入っていないという状況になっています。

◎委員長(佐藤 哲委員) お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、17日、引き続き10款教育費から審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認め、17日、引き続き10款教育費から審査することに決定いたしました。

◎委員長(佐藤 哲委員) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、17日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

[午後 4時48分 散会]

委員長 佐藤 哲

副委員長 外崎 勝 康